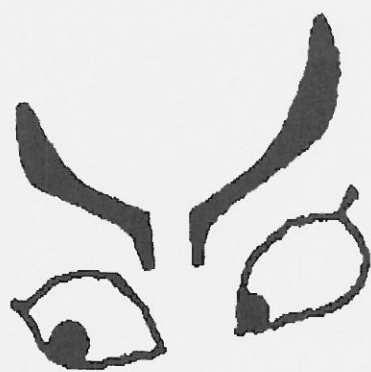


税金の
ムダ使い追及



ここまで やれる

品川区民オンブズマンの会

12年の歩み

も く じ

はじめに 品川区民オンブズマンの会

12年間の歩み 会代表 佐藤龍雄	1
------------------------	---

追及！ 政務調査費問題パート1

税金が議員の胃袋に消えていく！	3
-----------------------	---

《私の一言》裁判とはなにか 得難い勉強をした	16
------------------------------	----

追及！ 政務調査費問題パート2

政務調査費で日本全国旅行三昧！	17
-----------------------	----

「海外視察」ってただの観光旅行ではないの？	36
-----------------------------	----

《私の一言》血税を使った海外旅行許せないのはなぜか？	47
----------------------------------	----

何に使われた？ 区長交際費	48
---------------------	----

監査をしない監査？	54
-----------------	----

《私の一言》はじめて入る最高裁判所	60
-------------------------	----

これまでの主な活動年表	61
-------------------	----

会ニュース	64
-------------	----

編集後記	68
------------	----

はじめに 品川区民オンブズマンの会 12年間の歩み

放っておけない！

品川区議の「海外視察」は
現地9日間のうち5日間が観
光に？「海外視察」にかこつ
けた観光旅行ではないか！

1997年、監査請求を起
こし、これを機に「品川区民
オンブズマンの会」が誕生し、
活動が始まりました。

区民が納めた税金がどのよ
うに使われているのか。私た
ちは「海外視察」以外にも関
心を広げ、情報公開で資料を

取り寄せ調査を始めました。

「議会の各委員会で飲み食
いが行われている／庁舎の一
室を一人（企業）が独占的
に使用している／区長の交際
費が多額で、しかも支出の相
手先が公開されない／政務調
査費がキャバレーやスナック
などの飲み食いに使われてい
る／議員1人あたり年間22
8万円の政務調査費の20％
／30％を飲食に費やしてい
る会派さえある／旅行に温泉
に日本全国を巡っている会派
がある」など、とんでもない

ことが次から次へとわかって
きました。

放っておけない！と私たち
は手分けをし、足を使い、頭
も稼働させ、情報公開、調査、
解明、監査請求、裁判などに
取り組みました。全国の市民
オンブズマンの大会にも参加
し、交流し学び、活動を続け
てきました。

「区民の目線で見ると、考え
る」（一般的、社会的な常識
の物差しで考える）ことを私
たちは活動のモットーにして
きました。ところが、その物
差しからあまりにもかけ離れ
たことが次から次へと出てき
たため、12年間も活動を続
けることになりました。

12年間の成果

私たちはまだ小さな組織で
す。しかし、やればやっただ
け、いやそれ以上の成果があ
りました。

① 区議会の各委員会での
「特別懇談会」や「意見交換
会」の飲み食いを止めさせま
した。

② 「海外視察」が安易に実施
しないようになりました。9
7年以降、6回の「視察」が
中止されました。

③ 情報公開の資料の黒塗り、
墨塗り問題は最高裁で大きな
勝利。区長は議員の「励ます
集い」に交際費を支出しなく
なりました。

④ 飲み食いに支出した政務

調査費を返還させ、「飲み食い」は条例で禁止されました。

⑤「視察、調査」と称しての旅行費に支出された政務調査費を返還させました。

⑥ 政務調査費の使い方、内容を追及した結果、全額使い切りの慣行に歯止めがかかり、余った調査費が返還されるようになりました。

⑦ 政務調査費関係だけでも1億5000万円以上が返還されました。

まだまだ問題が山積

◆広報「しながわ」や区議会だよりでは政務調査費が返還されたことを区民に知らせていません。貴重な税金、公金の使われ方が問われている今日、私たちが何度も掲載を申

し入れても、品川区は「広報紙や区議会だよりは区からのお知らせや区議会の活動を区民に届けるのが目的」（2010年7月13日広報広聴課）と言って拒否しています。区民の声をしっかりと聞き役立つ広報広聴紙にすべきです。

◆「私たち住民の声には目も耳も一切貸さない監査委員会。殆ど門前払いで、まさにブラックボックスみたいな存在です。

◆私たち国民の知る権利を奪う情報公開の手数料有料化も大問題です。23区では品川を含めたった2区だけ、全国47都道府県では東京と香川県だけが手数料を徴収しています。臭いものに、黒いものに蓋をする。甚だ卑怯な悪い姿勢です。手数料はすぐに廃止すべきです。

◆自民党と公明党の区議団は、判決の直前に飲食や旅行に費やした政務調査費を区に返還しましたが、それで済む話ではありません。区民にきちんと謝罪し責任を取るのが筋ではないでしょうか。

◆住民訴訟（公明党の旅行）において、原告の主張に一切触れず不透明にした裁判所の姿勢も大問題です。

◆また品川区では多額な税金が補助金として大手企業が絡んでいる「開発」に支出されています。全国でも補助金はトップレベルだといわれています。ここにもメスをいれる必要があります。

一緒にやってみませんか

区民の目線で行政をしっかりと

り見つめ、正すことによって、行政も区民にしっかりと目を向けるようになる・・・区民本位の区政にしていくために住民自らがこのような努力が大切だと思います。

12年間大勢の方から熱いそしてあたたかいお力を戴きました。多様な要望もお寄せいただきました。応えきれないこともまだありますがこれから今までの活動を振り返り、私たちが感じたこと、学んだこと、行動すれば行政が変わっていくことを伝えたいと考え、この冊子を作ることにしました。私たちの「会」に入っただけひ一緒にやってみませんか。参加をお待ちしております。

品川区民オンブズマンの会

代表 佐藤龍雄

追及！政務調査費問題

パート1

税金が議員の胃袋に消えていく！

不可思議な領収書の山

品川区では2001年4月から区議会議員の「政務調査費」の用途が公開されることになった。「公開」といって

も政務調査費を使った際の領収書のコピーが公開されるだけで、われわれ区民としては議員さんが税金を何のために使ったのかを詳しく知ることができない。だが、領収書も

公開しない自治体が当時はまだ主流であったことを思うと、品川区が領収書の公開に踏み切ったことは区民オンブズマンにとっても歓迎すべきことであった。

「政務調査費」というのは一体どういうもので、誰にいくら支払われ、何に使われているのか。領収書の公開以前はいくら区民がそのことを知ろうとしてもその手掛かりすらなく、せいぜいわかるのは金額が区議一人あたり月に19

万円である、ということぐらいであった。そもそも、政務調査費のことが話題になることも少なく、オンブズマンの方でも最初は全くの手探り状態であった。「とにかく領収書の情報公開請求をしてみよう」というのが、われわれが踏み出した最初の一步であった。

間もなくして、われわれは山と積まれた領収書のコピーを目の前にすることになった。が、それは実に不可思議な領収書で埋め尽くされていた。目につくのは、居酒屋やレストランの領収書ばかり。そのすき間をタクシーの小さい金額の領収書が埋めている、といった感じで、「政務調査費」という言葉からはおよそ似て

政務調査費とは

品川区の区議会議員には、報酬として月61万6000円が支払われています。議長など役職者にはさらに高額な歳費が支払われます。さらに、選挙管理委員や監査委員になると、そこでも高額の報酬を手にする仕組みになっています。

そのほかに「区政に関する調査研究」のためとして支給されているのが政務調査費です。支払先は議員団（会派）で、議員一人あたり月額19万円で支給額が算定されます。調査研究の目的外に使用された調査費（目的外使用金）は返還しなければなりません。年度末までに使われずに残った調査費（剰余金）も同じです。

も似つかない領収書ばかりが
ずらりと並んでいるのである。
「口に入るものばかり」の

領収書といってもいい状態
であった。もちろん、会派
によって傾向に違いがあり、
すべての会派がそうという
わけではなかったが、特に
自民党の領収書のエンゲル
係数（われわれは飲食代の
領収書の比率をこう名付け
た）が特に高く、彼らの領
収書は飲食店の領収書で埋
め尽くされているように感
じられた。

区議さんにとっては飲食
店の食べ歩きをすることが
「政務調査」なのだろうか。
庶民にとっては手が届かな
い「グルメ三昧」がうらや
ましくも思えたが、われわ

れ区民の税金がそんなこと
に使われていることに茫然
とせざるをえなかった。

そこで、われわれは領収
書に出てくる店をひとつひ
とつ訪ね歩き、政務調査費
の使い道をより詳しく調べ
てみることにした。中心に
なったのはオンブズマンの
メンバーであるA。彼は1
枚の領収書を手がかりにし
て、品川近辺はもとより都
内のどこまでも愛用の自転
車で出かけて行き、どんな
店かを調べ写真にとって歩
いた。この地道な調査が次々
に意外な事実をあぶりだす
ことになった。

平成13年度政務調査費支出総額(飲食費総額)

	総支給額	会派 人数	飲食費総額	議員1人あたり	エンゲル係数 (飲食費割合)
自民	29,640,000	13	9,016,963	693,613	30.17%
公明	18,240,000	8	4,100,999	512,625	22.46%
共産	18,240,000	8	368,933	46,117	2.02%
合同	13,680,000	6	141,333	23,556	1.20%
民主区民	11,400,000	5	2,472,722	494,544	21.63%
区民クラブ	4,560,000	2	0	0	0.00%
	95,760,000		16,100,950		17.10%

2001年度の政務調査費の支給額と飲食のために使用された額と割合



「政務調査」がおこなわれた銀座のキャバレー



銀座のキャバレーの領収書

キャバレーの領収書があった!

2002年春、Aから驚くべき報告が飛び込んだ。自民党の領収書にあった1枚の領収書が「銀座のキャバレーの領収書だった」というのである。もちろん、領収書には「キャバレー」という文字はなく、何の変哲もない会社

の名前が出ていただけである。だが、その住所は銀座のキャバレーの住所に他ならなかった。しかし、弁護士Bはこの情報を疑っ

てかかった。「まさかキャバレーで政務調査をやるはずがない」と思ったのである。こうして、Bも仕事の合間を見て実際に領収書の住所を訪ね、キャバレーの入口付近に領収書の会社名が掲示されていることを自分の目で確かめることになった。キャバレーでの「政務調査」は紛れもない事実だった!

六本木のクラブの領収書も

間もなく、Aは六本木のクラブの領収書も見つけ出した。店は、地下鉄の六本木駅にほど近い雑居ビルにあった。Aは昼間にそこを

訪れたため店の内部まで確かめることはできなかった(エレベーターが店の階に止まってくれなかった)。しかし、店の場所や看板からはどう見ても女の子と遊ぶ店にしか見えなかった。

そこで、今度はオンブズマンのメンバーであるCと弁護士Bが夜、店が開いている時間に店の中を「現場検証」することになった。この小さな雑居ビルにはワンフロアーに1つのテナントしか入っておらず、エレベーターを出るとそこはすでに店の内部であった。すぐに目に飛び込んできたのは、ピンクの絨毯に応接セット。そこでは超ミニスカートの数人の女の子が数人の



客の接待をしていた。
店内には音楽が流れ、
キラキラとした照明が
まぶしかった。普段こ
うした世界には縁遠い
2人にとってはクラク
ラとする光景であつた
が、キョロキョロする
間もなく店のママと思
しき女性が「いらっしや
いませ」とにこやかに

焼肉店、寿司店、中華料理店、洋食レストランなど店のバリエーションは実に豊富で、超高級のしゃぶしゃぶ店や寿司店があるかと思えば、庶民的な和食店や居酒屋店もあるといった具合であった。中には回転ずし店での政務調査という変わり種も混じっていた。

2002年4月、われわれは政務調査費が飲み食いのために日常的に使われているとして、大量の領収書とともに住民監査請求の申立をおこなった。区の監査委員に対し、政務調査の使い道について監査をおこない、区議に返還を命じるよう求める申立であった。



ミスカ娘やフリビーナと

「単なる主観にすぎない」という監査委員

ところが、監査委員は何の審理もおこなわずに、わ

れわれの住民監査の申立を退けた。申立後ほどなくして受け取った1枚の紙切れには、われわれの監査の申立について「単なる主観を述べたものにすぎない」という理由が書かれていた。

監査に値しない申立である、というのが監査委員がわずか1度の審議で出した結論であった。

キャバレーやクラブで税金を使っているのに、それが果たして政務調査といえるのであろうか。われわれの申立は「単なる主観」なのであろうか。監査委員は、少なくとも自ら税金の使い道を調べてから結論を出すべきではないだろうか。

いない。区民の声に耳を傾ける姿勢が、監査委員には全くと言っていいほど欠けているからである。われわれ区民にとっては、監査すらおこなわないというのは「職務放棄」にしか思えず、それにもかかわらず監査委員が区から高額の報酬を受け取っていることが疑問に思えてならなかった。

こうして、われわれオンブズマンは怒りに震えつつ、地方裁判所に住民訴訟を提起することになった。提訴と同時に、われわれの調査の結果をマスコミに発表した。それによって、政務調査のずさんな使われ方が初めて多くの人の目に触れることになった。

監査結果通知書の内容

住民監査請求が適法なものであるためには、財務会計上の行為（本件の場合には公金の支出）における違法性または不当性が、具体的かつ客観的に摘示されていなければならない。

この点に関して請求人の主張をみると当該支出を違法かつ不当とする理由は次のとおりであると解される。すなわち、請求人の主張は「品川区議会自民党が交付を受けた政務調査費を「研究費」として支出した経費のうち、飲食経費は、政務調査費の対象経費と認めることは明らかに困難である。」というものである。

しかし、この主張は次の理由によって当該支出の違法性または不当性の具体的かつ客観的な摘示とは認めがたい。

政務調査費については「品川区議会における政務調査費の交付に関する条例」（平成13年3月30日条例第5号）に基づき、品川区議会議長に結成を届け出た会派に対して交付されている。その使途基準については「品川区議会における政務調査費の交付に関する規程」（平成13年4月1日議会議長訓令第1号）別表に定められている。

それによれば、研究費については「品川区の事務および地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費」とし、「調査委託費、国内視察調査費、海外での調査研究費、翻訳料、交流会経費、交通費、宿泊費、食料費、飲食費等」に支出するものと規定している。

これら規定に照らし、請求人の主張する違法性・不当性は請求人の主観を述べたものにすぎないといわざるを得ない。

よって、本件請求は法第242条の定める住民監査請求として不適法である。

以上

キャバレーで

「景気動向調査」?!

2002年9月、地方裁判所での審理が始まった。

この訴訟は、政務調査費

を使った自民党区議を相手

として、飲食に使った政務

調査費を品川区に返還する

ことを求めるものであった。

われわれはこの裁判を通

じて、自民党区議から政務

調査費の使い道について具

体的な説明がなされること

を期待していた。ところが、

区議側は個々の支出の内容

について一向に説明をおこ

なわない。区議団は、裁判

長からも度重なる要請を受

け、ようやく個々の支出に

ついて「説明」するための

表を提出したものの、そこ

には一つの支出にわずか1

0〜20文字程度の「説明」

しかなかった。例えば、銀

座のキャバレーでの「政務

調査」については、

「政調会・第一部会・区民

調査会 産業振興・景気動

向調査研究」

という説明がなされている。

つまり、銀座のキャバレー

での会合は「産業振興・景

気動向調査研究」のためだっ

た、というのである。六本

木のクラブについても、自

民党の説明では

「区議団 都連青年部・青

年局城南ブロック意見交換

都区市間のあり(方)」

年	月	日	支出の相手方(飲食店)	店の種類	支出金額	被告の説明	
3	13	4	10	サイクル(RESUTRANT CYCL)	レストラン	50,000	総支部よりの政策要望についての勉強会
2	13	5	28	とんかつ美竹	とんかつ店	31,510	シティフォーラム政策事前勉強会
3	13	5	30	好乃鮨	すし店	92,900	党総会 第2回定例会対応準備
3	13	6	10	蘭亭ぼんた	とんかつ店	74,900	他区区議会議員との意見交換
4	13	6	11	香楽飯店	中華料理	25,910	海外調査事項検討 勉強会
4	13	6	27	好乃鮨	すし店	90,000	各委員会における諸課題について
9	13	7	6	黒澤	日本料理	85,890	自民党都連青年議員研究会
2	13	7	6	レストラン・ワインバー佳庵シェモア	バー	23,310	他区区議会議員との意見交換
3	13	7	26	日本ふく料理まつ十	日本料理	40,000	教育問題、学校安全対策検討
9	13	7	30	酒と肴日替定食だいろ	居酒屋	28,000	目黒駅地区商店街 駐輪場対策 視察研究
4	13	8	22	和食川平	日本料理	58,013	ヒヤリング政策要望事項 第1回まとめ
5	13	8	22	和食川平	日本料理	3,505	ヒヤリング政策要望事項 第1回まとめ
1	13	9	7	銀座香林	中華料理	46,095	党総会 第3回定例会議案等研究
2	13	9	7	千泉	カラオケバー	30,000	党総会 第3回定例会議案等研究
2	13	9	25	エリコクラブ(ERIKOCLUB)六本木	パブ	105,000	都連 青年部・青年局城南ブロック意見交換
2	13	10	12	吾作	割烹店	120,000	決算特別委員会 総括質疑検討
3	13	10	19	魚民	居酒屋	71,862	第3回定例会意見交換会
5	13	11	15	好乃鮨	すし店	114,950	第4回定例会意見交換会
3	13	12	7	銀座香林	中華料理	35,122	第4回定例会 意見・情報交換会
2	13	12	27	好乃鮨	すし店	51,750	海外調査派遣議員報告・成果検討会
4	14	1	5	しゃぶしゃぶ豊	しゃぶしゃぶ店	47,000	新年総会、14年の区議団方針を検討
9	14	2	7	ニュートーキョー	ビヤガーデン	14,679	他区議員との政策意見交換会
3	14	3	8	香楽飯店	中華料理	53,240	予算特別委員会 勉強会
3	14	3	22	ばさでな丸二	不明	100,000	予算特別委員会 総括検討会
2	14	3	22	中国料理再来留	中華料理	55,000	予算特別委員会 総括検討会

自民党区議団の説明内容。使途については何もふれていない。

自民党区議団の説明内容。使途については何もふれていない。

しかし、いったい誰がこの説明に納得できるであろうか。少なくとも、何の目的でキャバレーで「景気動向調査」をおこなったのか、

こうして裁判はほとんど空転したまま、あつという間に一年半近くがたつてしまったのであるが、そのころ、われわれは裁判長から一つの難しい選択を求められることになった。

たのか。それを説明しても
らわないと、まじめな調査
がおこなわれたとは信じよ
うがない。われわれオンブ
ズマンは、もつと具体的な
説明をするように自民党区
議側に再三にわたり求めた
が、区議側はそれ以上の説
明を頑として拒み続け、わ
れわれの主張は「単なる主

「すべての支出を個別に審理していけばまだまだ時間がかかる。それより、おかしな支出に請求をしぼって早く判決をもらい、政務調査費の使い道の問題を多くの人に早く知ってもらったほうがいいのではないか。」

われわれの心を巧みにくすぐるこの促しにどう応じ

スナックやキャバレーにも

[illegible]

研究費の95%が飲食代

[illegible]

品川区議会の研究費訴訟

[illegible]

オンブズマン側の主張どう判断

[illegible]

るべきか。一同かなり頭を悩ませたが、結局、裁判長の言葉に従い、請求をキャバレーやクラブでの支出8件、合計29万余に絞り込み、一刻も早く判決を下してもらふ道を選んだ。

突然の返還

いよいよ判決という段になって、自民党区議団が請求額29万円余を突如として返還したのである。これまでの態度を180度覆す行動であった。今思えばわれわれの方でもそこまで考へに入れておくべきであったが、後悔先に立たず。この自民党側の返還によって、ようやく得た判決は、中身では全面勝訴したもの、主文は「請求を棄却する」というものになってしまった。区に返すよう請求していたお金が実際に区に返還されてしまったからである。しかし、判決文のなかで

は、われわれの訴えが全面的に受け入れられた。裁判所は、税金が支出された店は「意見交換や会議を行うにはそぐわないばかりか、通常は遊興のみを行う場所であることが一見明白である」として、支出の違法性を明確に認め断罪してくれたのである。

しかし、この判決は政務調査費問題の「終わり」にはならなかった。地方裁判所の判決について新聞記者からコメントを求められた自民党区議団は、なんと、「われわれの主張が認められた」とのコメントを発表。そこには反省や謝罪の姿勢は全く感じられなかった。われわれが訴訟を続けてい

る間も、政務調査費は相変わらず区議さんらの飲食のために費やされ続けていた。自分らの政務調査費のことで、住民訴訟を起こされ、新聞にも大きく載ったというのに、区議さんらの姿勢にはほとんど変化を感じることはできなかった（さすがに、キャバレーやクラブでの支出はなくなったが・・・）。そこで、われわれは素早く「仕切り直し」を決断。判決後直ちに、再び住民監査の申立をおこなった。この申立には、前回を対象にしなかった2002年度の支出分も加え、請求額は2倍に増やした。こうして政務調査費問題の「第2ラウンド」が始まることになった。

2004年4月13日東京地方裁判所判決より

「(2) 本件各支出が目的外のものであるか否か

上記の事実によれば、本件各支出がなされた場所は、女性店員による接客が行われるか、大きな音響が響いているかのいずれか又は両方に該当するものであり、それに加え、前記各号証の写真により認められる各店舗の外観等をも考慮した場合、上記(1)で認定した各会合を開催し、各記載の内容の意見交換や会議を行うにはそぐわないものであるばかりか、通常は遊興のみを行う場所であることが一見明白である。また、これらの会合の一部が目的として掲げる調査との関係についても、ゴミ対策とリサイクル調査についていえば、視察であると称しながら、本件各支出の機会だけでも5度その店で行っており、また、景気動向調査研究についていえば、調査対象として適切とはいえないこと、調査を行った成果物が特段提出されていないことにかんがみれば・・・」

第2ラウンド始まる

仕切り直しとなった監査の申立については、さすがに監査委員も「単なる主観にすぎない」とは言わず、一応の審理はおこなった。だが、個々の支出の内容には全く踏み込もうとせず、監査の申立を退けた。2001年分については「1年以上を経過した」との理由で今度も監査をおこなわなかった。

そこで、われわれは再び地方裁判所に住民訴訟を提起した。ただ、この間に法律が変わってしまったため、今回の訴訟は自民党区議団

を直接訴えるのではなく品川区を相手にするものとなった。区が税金を使ってしまった。張本人の弁護をするようなおかしい仕組みで、訴える内容も「品川区が区議団に対し支出した政務調査費の返還を請求することを求める」というわかりにくい形になった。

こうして、この「第2ラウンド」の訴訟には、品川区の代理人の弁護士が姿をあらわすことになった。実質的な被告である自民党区議団は訴訟に（補助）参加すらしない。区の代理人は個々の支出の内容について全く把握しておらず、調査する様子も皆無である。彼が裁判所で主張するのは、

区長が政務調査費の返還を請求できるのは「政務調査のための支出でないことが一見明白である場合に限られる」という法律論だけである。裁判は本当の相手が不在の中で進むことになった。

こうした歯車がかみ合わない裁判のなかで、われわれこれまでの調査結果をさらにバージョンアップした分厚い資料を裁判所に提出した。そこには、店のイラストを入れたり、実地調査で聞いてきたことを加えた。さらに、インターネットで店のホームページを探し出し、その店の料理の写真やメニューなどを集めて資料に加えた。グーグーいうお

腹を抱えての夜なべ作業を重ねて作り上げた集めた資料は、数百ページに及ぶ大作で、寿司、ステーキ、天ぷらなど実に美味しそうな写真が満載され、グルメガイドさながらであった。

こうした資料に込められたわれれの気持ちを通じたのであろうか。われわれは法廷の空気が少しずつ「追い風」に変わっていく雰囲気を感じるようになった。

全面勝訴判決

2006年4月、東京地裁は区に対し、自民党区議団に合計1100万円余りの返還を請求するよう命ずる判決を下した。われわれ



品川区の政務調査費問題を報じるテレビ番組

の請求をすべて認める全面
勝訴判決であった。

そして、この判決をきつ
かけにして、われわれが予
想すらしなかった新たな展
開が生まれることになった。
それは、大きな風、いや
「暴風雨」ともいふべき政
務調査費騒動であった。

連日のテレビ取材

東京地裁の判決が新聞で
報道されると、テレビがニュー
ス番組やワイドショーで盛
んに品川区の政務調査費の
件を取り上げるようになって
た。そのきっかけは、ある
テレビ局のディレクターが、
判決を報じた新聞記事を読
んで「これはおかしい」と
感じたことであった。彼の
テレビチームは、われわれ
や区の関係者を取材しただ
けでなく、実際に政務調査
費による飲食がおこなわれ
た店を訪ね、「ここで政務
調査がおこなわれ、こんな
料理のために税金が使われ
ました」とわかりやすく伝
える番組に仕立てあげてい

た。あるしゃぶしゃぶ店で
の領収書には、料理だけで
なく日本酒やビールを飲ん
だ記録もしっかりと残され
ていたが、テレビはそれを
文字通り目に見える形で再
現する。テーブルの上に並
んだ料理とビールや日本酒。
誰が見ても「会議」の光景
ではない。この番組での毎
回の追及は、ほかのテレビ
局での報道にも波及し、
「自民党品川区議による政
務調査」はワイドショーを
にぎわす話題になって行っ
た。「どうしてこんなとこ
ろで調査研究ができるの？」
というわれわれの疑問は、
こうして多くの人が共有す
るものになった。

2006年4月14日東京地方裁判所判決から

バー・クラブ・スナック・パブ

これらの店舗は、通常、顧客が女性ホステス等を交えて飲酒、軽食、カラオケなどに興ずる場所として利用されており、その性質からみて、社会通念上、「区政に関する調査研究」のための会合を行うのに適切な場所とは言えないことは明らかであり、本件訴訟における主張・立証活動状況・・・にもかんがみると、区政に関する調査研究又は会議の目的のためにこれらの店舗で飲食をする必要性があったとは認めがたい。

居酒屋・ビヤガーデン

これらの店舗は、通常、顧客が飲酒を伴う食事をし、歓談に興ずる場所として利用されており・・・」



品川区の政務調査費問題を報じるテレビ番組

高裁での「夏の陣」

こうしたなか、高裁の裁判がスタートした。品川区が1審の判決を不服として控訴。高裁の裁判にはさすがに自民党区議団も参加してきた。

高裁での裁判は、はじめから1審とはかなり様子が違う展開になった。法廷にはテレビカメラが入り、記者が何人も取材に来ている。こうした空気を裁判長も感じるのだろうか。裁判長は冒頭から自民党の区議団に厳しい言葉を発する。例えばこんな調子で。

自民党区議団の代理人

「次回までに使途の内容を個別に明らかにしたいと思っています。」

裁判長

「1審の判決から今日までの間、一体何をしていたのですか。」（今頃なにいつてるの？）

結局、1回だけ自民党区

議団には証拠を出す機会が与えられたが、その期間も夏休み明けまでの約1カ月に限定され、区議団はのっけから窮地に追い込まれた。

こうして約1ヶ月後、自民党区議団は、おそらく夏休みを返上して作成したであろう分厚い説明書を提出した。そこでは、すべての支出について一応もつともらしい説明が書かれている。このため、われわれの側でも急遽、説明のおかしさを逐一分析、指摘した反論をおこなうことになった。しかし、われわれの側に残されたわずかに10日程度。弁護士は2人で手分けをして夜を徹した作業を続け、分

厚い反論書を完成させた。

反論をおこなううえで、われわれの強力な援軍となったのはテレビ報道であった。あちこちのテレビチームが説明書の検証に乗り出し、次々と自民党区議団の説明のウソを暴き出してくれたのである。「懇談」の相手とされた大学の先生は当日、日本にはいなかった。町会役員との「懇談」も同じように不在であったはずの日に「おこなわれた」。われわれの側でも裏付け調査を進めていった。その結果、「視察」先として名前があがっている都立病院や他区の役所に視察の記録が全く存在しないことがわかったほか、訪問したはずの美術

展が訪問日の10日前にすでに終わっていたことも判明した。われわれは、こうした説明書のウソを書面にまとめて裁判所に提出。これに対し、自民党区議団からは何らの反論も返ってこなかった。

判決直前に再び

「まさか」の全額返還

高裁の審理は短期間で終わった。ところが、判決の直前になって、自民党区議団が返還を請求されている金額(1100万円余)を突然返還して来たのである。今回は請求額も大きいし「まさか」とは思っていたが、その「まさか」が起こっ

てしまったのである。

この返還によって、高裁の判決ではわれわれの請求が棄却された。中身で勝っているのに判決の主文では負ける、というあのパターンが再び繰り返されたのである。しかし、さすがの自民党区議団も今度ばかりは「われわれの主張が認められた」とのコメントを発しなかった。

判決当日には、区役所にテレビカメラが何台も入り込み、自民党区議団の幹事長に対しては記者から次々と厳しい質問が浴びせかけられた。幹事長の口からはようやく、「区民に誤解を与える支出をおこなった」という言葉が発せられたが、

彼は最後まで「申し訳ねかった」という言葉を口にしなかった。その姿はそのままテレビで放映され、「区民に謝罪せず」というタイトルがテレビや新聞にぎわすことになった。

条例改正による

飲食支出の全面禁止

こうしたなかで、品川区議会では条例を改正し、政務調査費を飲食費にあてることを全面的に禁止することにした。区民も参加する場所では政務調査費の支出をチェックするための仕組みを作ることを求めているわれわれにとつては、まだまだ不十分な対応であったが、それ

でも政務調査費を「ポケットマネー」として来た区議さんの考え方がようやく変わったことは歓迎すべきことであった。この品川発の政務調査費問題をきっかけに、それまで領収書の公開に消極的であった他区でも、領収書の公開を義務付ける動きが一気に広がった。最後に残った都議会でも、ようやく領収書の公開を約束する会派が大勢を占めるようなり、2010年から領収書の公開が実現することになった。

こうして、政務調査費をめぐる大きな歯車が動き、政務調査費は住民の目に触れ得るものへと変わった。

東京のページ

想像を絶する闇

政務調査費をめぐる一連の報道から、われわれオンブズマンの方も「えっ」と驚くほかない事実が明るみに出た。

その一つが、自民党の幹

事長が自ら白紙の領収書に金額を入れて、架空の支出を作り上げていたという事実である。彼は、知り合いの書店からもらった白紙の領収書に、印紙税がかからないように3万円弱の金額を書き入れ架空の支出を作

費調政
領収書偽造、家族旅行も
品川の自民区議 “返せばいいのか”

品川区の自民党区議団 同区議が不正
が、税金 偽造領収書
政務調査 二年

り上げていたのである。これはれっきとした犯罪行為であるが、彼の感覚はそこまで麻痺していたのである。ほかに、区議が娘さんとおこなった温泉旅行が「調査研究」に化けていたこと、本の領収書がポルノ小説の領収書であったこと、など、わわれれの想像をはるかに上回る事実が次々と明るみに出た。こうしてわ

区民の厳しい審判

れわれは政務調査費の闇の深さを知ることになった。

区議会議員選挙を目の前にして自民党区議団もさすがにまずいと思ったのであろうか。ようやく自らおかしな支出のあぶり出し作業に乗り出し、831件、合計1690万余の支出を「区民に誤解を与える支出であつた」として区に返還した。だが、それに騙される区民ではなかった。結局、選挙では自民党の「大物」区議が次々に落選し、厳しい区民の判断を突きつけられる結果になった。

こうして、自民党区議団

[illegible]

による飲食費の支出の問題は一応の決着を見ることになった。自民党だけでなく、他の会派も飲食費に税金を支出することをやめた。区には、区議が使い切れなかった多額の政務調査費が返還されるようになり、政務調査費はようやく区議の「ポケットマネー」ではなくなった。

しかし、政務調査費の使い道にはまだ大きな「穴」が空いていた。それは旅行への支出である。われわれが自民党区議団を相手に裁判を続けている間も、他の会派では旅行のために毎年膨大な税金を使っていた。だが、領収書を見る限り、旅行の行先の多くは温泉地

や観光名所で、どう見ても「政務調査」とは無縁であるようにしか見えなかった。そこで、ほっとする間もなく、われわれは「政務調査」という名の私的旅行」という次なる課題に取り組むことになった。



私の一言

区民の大切な税金を、政務調査費と言う名目で平然と私物化し、浪費している事に許し難い憤りを感じ、裁判に参加することにした。

入室までも 裁判とはなにか

得難い勉強をした

なく裁判官
三名が着席、
裁判官が双

方に事前に提出された書類の内容を確認し、不明な点や、事実に基づいた申し開き答弁を次回何日まで揃えるようにと言いつ渡す。

次回日程は〇月〇日と言うことになり、僅か10分足らずで終了である。全く

予想外であり、軽視された気持ちである。オンブズマンの提出した書類は、時間を惜しまぬ努力の許に綿密な資料を作製、一つひとつの証拠を固めていったものである。議員の立場を悪用し、人としてのモラルに欠けた行動の跡に、強い怒りを禁じ得ないところである。

私はオンブズマンの一員として準備段階から裁判までを同席し参加出来た事は、得難い勉強の場であったと感謝している。

(S)

追及！政務調査費問題

パート2

政務調査費で日本全国旅行三昧！

領収書から見えてきた
驚くべき実態

自民党の飲食費問題が一件落着した。しかし、政務調査費の問題はそれで終わってわけではない。飲食費だけでなく、旅行費用にも膨大な政務調査費が支出されているからだ。各会派の領収書をチェックしていくと、公明党区議団（当時8名）の旅行費用が目を見張った。

北海道	19回
東北	23回
上信越	14回
東北	23回
北陸	10回
中部	8回
京阪神	21回
中国	11回
四国	6回
九州	10回
沖縄	2回

公明区議団の平成13～17年度の旅行回数

平成13年度から17年度の5年間の旅行関連の費用の支出総額はなんと約2180万円！ しかも、旅行の行先を追っていくと、北海道から沖縄までまさに日本全国を旅行しており、東北や北海道、九州などの遠

隔地への旅行も非常に多いことがわかった。
しかも、個々の領収書を見ていくと、名所旧跡、資料館、博物館の入場料の領収書、郷土料理や名物料理の領収書、さらにはお土産の領収書までもがずらっと並んでいる。これはいったいどういうことだ、と思うのは当然のこと。市民の目から見れば、これは「視察」ではなく、ただの観光旅行、または慰安旅行とし

か思えないものばかりだ。もし「視察」であるならば、税金を使っておこなった以上、調査した日時／調査した議員の名前と人数／調査した先の部署名と職員名／調査時の状況（聞き取り内容等）／調査の成果などについて区民に説明すべきであろう。

そこでオンブズマンは、2007年3月29日、5年間にわたって政務調査費から旅行費として支出された費用の住民監査の申立てを行った。しかし、区の監査委員会はまたしても平成17年度分しか監査を行わ

なかった。そして、監査を行なった平成17年度分についても個々の支出内容に全く触れないまま、われわれの申立てを棄却した。

このため、オンブズマン団員の5名が原告となって、2007年6月22日、東京地方裁判所に対して住民訴訟を提起した。

裁判の争点は、政務調査費は、区政に関する調査研究を目的として行われた旅行なのか、という点に尽きる。領収書から見えてくるのは、頻繁に遠隔の観光地へ行き、名所を訪ね歩いて、郷土料理を堪能した姿であ

る。これを果たして「視察」といえるだろうか。裁判と

いう場で、支出をおこなった議員に、何のための支出かはつきりと説明を求め、説明ができない支出について

ではきちんと区に返還してもらおう。そのことが、議員の政治意識を変え、区政を変えていくための一歩になるとわれわれは考えた。

区の条例では、政務調査費は「区政に関する調査研究」のためにのみ使うことが許される、と明確に定められているのだから、条例をつくった議員がそれを守るのは当然だ。

裁判長から再三の指示

にもかかわらず・・・

この住民訴訟には、公明党区議団も参加（補助参加）した。われわれは、当然、税金の具体的な使い道について公明党区議団から明確な説明があるものと期待していた。ところが、公明党区議団からは一向に説明がなされず、裁判は月日ばかりを重ねていくことになった。裁判長から再三にわた

り政務調査費で使われた旅行の具体的な資料を出すよう指示が出されたにもか

わらず、である。

2008年3月25日、第4回期日を迎えたところで、裁判長から提案があった。それは、オンブズマン側で、各年度1つか2つの旅行をピックアップし、次回までに観光目的であることについて主張と立証をおこなってみてはどうか、というものだった。オンブズマン側はこの提案を了承し、さっそく動き出した。

地図づくりから

見えて来たもの

われわれは裁判官からの

提案を受け、旅行のピックアップ作業に入った。明らかに観光旅行であることが疑われ、多額の費用が支出されている旅行を絞り込んでいった。次に旅行の資料づくりだ。裁判官が「これはただの観光旅行だ。議員

の言う視察ではない」と、思える資料が作れたらベストだ。この時、弁護士Bが言った。「旅行先の地図を作ってみてはどうか」と。

「それは面白い！」と、皆領いた。といっても、1枚1枚の領収書からどうやって旅行の地図を作っていけばいいのか。頭の中に、具

体的なイメージが浮かばない。さらに裁判所へ出す資料ともなれば、やる前からプレッシャーで押しつぶされそうになった。けれど、やるしかない。裁判所への提出期限は決まっている。

まず、部屋の畳の上に旅行の領収書、数冊にわたる観光ガイドブック、そして地図を広げた。すぐに検索ができるようパソコンも置く。まず観光施設の領収書に注目し、ガイドブックの地図に印をつけた。さらに領収書の入場料から旅行の人数を割りだす。そうすると宿泊代、飲食代にしても

一人いくらかかったのかわかる。また、各地の観光地を訪れている時期を見て観光地のホームページからお祭りやイベントなどを調べ、その旅行の目的をはっきりさせていった。

雪祭りと旭山動物園を訪ねて

2005年2月12、14日におこなわれた北海道旅行で言うと、ざっとこんな感じになる。

訪問場所が旭山動物園と小樽の水族館であったことは領収書からすぐわかる。

まずは、「あさひやま動物園」と「小樽水族館」の場所を蛍光ペンで地図上に印をつける。入場料の代金から旅行人数は2名。議員2名なのか。それとも議員と他1名だとしたらその他の人物はいったい誰なのか。

2人は12日、札幌へ到着して一泊している。乗車券・タクシーなどの領収書から翌日13日には、札幌―旭川―札幌―小樽へと移動していることがわかる。2日目の移動経路を地図に書き込んでいく。寒くて外を歩くのが嫌だったのか、移動にはタクシーをよく利

05年2月の北海道旅行の主な領収書

2005/2/12	土	パック	日本旅行	¥268,640
2005/2/13	日	観光	あさひやま動物園(2人分)	¥580
2005/2/13	日	タクシー	大丸交通	¥3,030
2005/2/13	日	タクシー	大丸交通 旭川市	¥2,950
2005/2/13	日	タクシー	ダイコク交通	¥920
2005/2/14	月	観光	小樽水族館入館料(2人分)	¥1,600
			他の領収書も含めた合計	¥296,740

用している。
地図を見ながら、なぜこの時期に北海道なのか疑問になった。さっそくインターネットで札幌を検索してみると、面白いことがわかった。ちょうどこの時期、北海道では雪祭りイベントが開催されていたのだ。13日は

「さっぽろ雪祭り」「旭川冬まつり」の最終日。同時に小樽でも「雪あかりまつり」が開かれていた。この時期をねらえば3箇所の雪祭りを見学することができる。地図には雪祭り風景の写真も貼り付けて仕上げた。この旅行代金に、動物園・水族館の入場料のほか、タクシー代、電車賃、パック旅行など合計29万6740円が使われたのである。1人約15万円の旅行代金を費やして、雪祭りと旭山動物園の見学。その旅行のために貴重な区民の税金が・・・



公明党区議団が提出したあさひやま動物園の領収書2枚

日本海に沈む夕日と
地元の銘酒で豪華な
宴会…忘年会？

18日におこなわれた新潟県上越市への1泊旅行では、鶴の浜温泉の「ロイヤルホテル小林」に8名で宿泊し、

2001/12/17	月	宿泊	ロイヤルホテル小林	¥175,714
2001/12/14	金	交通費	JR大井町駅	¥32,760
2001/12/14	金	交通費	日本旅行	¥127,990
2001/12/18	火	飲食代	魚勢(割烹店)	¥15,099
2001/12/18	火	飲食代	から松や(割烹店)	¥23,900
2001/12/18	火	宿泊	氷見グランドホテル	¥15,840
			他の領収書も含めた合計	¥391,303

研 究 費 A109



E 204		01 12 12		01 12 12		11 09 48	
中島		区		数		A	
有給 2食 大人	816,000		8		128,000		5,642
ビール	3627		0				2,000
特別園遊	8500		4				2,435
ワーレン	8300		4				4,000
給/電燈 (冷)	4870		1				1,000
深 煮 費	81,220		5				410
冷 蔵 費	4430		1				21,243
スタッフ(マイ)	822,310		1				1,504
物 仕 料							

領収

131218

消費 税		5.00		128,000		38,200	
特別地方消費税		0.00		6,400		1,909	
入 金 額		(8名)		1,200		40,114	
支払先							
支 引							
支 引 額 未 金 額							178,714
支 引							
支 引							
支 引							175,714

ホテルの領収書にはビールや銘酒の代金が並んでいる

22,310円

4本 2,000円

でも。このホテルのホームページには、「日本海を望む全室オーシャンビューの温泉ホテルです」と書かれているが、年末の忙しい時期におこなわれた豪華な宴会旅行はこの年だけでない。

例年、7名、8名という人数で年末のこの時期に温泉地などへの1泊旅行が組まれているのである。恒例の

交通手段で利用した高速道路、ガソリンスタンド、駐車場の領収書から車の移動を詳しく調べてみると、思わぬ「発見」をすることもある。

05年10月の高松・松山・広島旅行の主な領収書		
2005/9/28	日本旅行 東京南支店	¥464,520
2005/10/6	木 近畿日本ツーリスト	¥102,000
2005/10/6	木 徳島石油(ガソリン代)	¥972
2005/10/6	木 レンタカージャパン	¥15,225
2005/10/6	木 屋島ドライブウェイ	¥610
2005/10/6	木 栗林公園入場料(6名分)	¥2,400
2005/10/6	木 栗林公園駐車場代	¥500
2005/10/7	金 全国都市問題会議領収書	¥60,000
2005/10/7	金 松山観光コンベンション協会	¥2,400
2005/10/7	金 松山市立子規記念博物館	¥5,760
他の領収書も含めた合計		¥672,777

政務調査費の問題に取り
組むようになって、全国の
地方議会の議員さんが「全
国都市問題会議」というも

**全国都市問題会議
を早退して高松・
松山・広島を観光す！**

のに毎年参加していること
を知った。会議は2日間で、
場所は毎年のように変わっ
ている。初日の会議では、
たいいてい著名人の講演がお
こなわれる。2日目の午前
中は「パネルディスカッショ
ン」で、大学の先生などの
ディスカッションがおこな
われる。そして午後には
「行政視察」と称して、付
近の観光名所でのオプショ
ナルツアーが企画されてい
る。公明党区議団も、この
会議には毎年のようにほぼ
全員で参加しており、付近
の観光名所への旅行とセッ
トにするパターンが定着し



研究費

徳島石油 (株)
松島
香川県高松市
松島町2-7-1
TEL: 087-831-8315 SS: 24150-24019

領収書

2005年10月06日 15:49 伝票No. 2058
取引通番 9604

上 繰
530-24019-0000-0001 * 24150
現金

0120-00 3709
ガソリン P08 ¥926
数量 7.60L

小計 ¥926
消費税 (対象 ¥926) ¥46

合計 ¥972

釣銭 1万:9028 5千:4028 1千: 28
4:0000000-0:0000000 01

係員: XXXXXXXXXX
処理日付: 2005/10/06 3709-3709
100取引
領収書にかえさせていただきます。

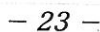
給油代の領収書。15:49と打刻
されている

ている。
2005年10月6、7
日に香川県高松市で開かれ
た会議では「個性かがやく
都市の再生」をテーマに、
東京大学名誉教授などの講
演がおこなわれた。2日目
は大学教授などによるパネ
ルディスカッション。午後
は「瀬戸内海クルーズ」な
どの「行政視察」が企画さ
れた。公明党区議団もこの
会議に6名で参加。一行は
前日に現地入りして会議に
備えたはずだが・・・
6日の会議初日は開会式
が9時半に始まり午後5時
まで日程が組まれている。
ところが、同じ日付でレン
タカーの領収書、さらに栗
林公園、屋島ドライブウェ
イの領収書が出てくる。地

10月6-7日

会議日初日に高松市でレンタカーを借り

栗林公園観光・屋島ドライブをしているのはどういうことか？



図上に6日の会議場所に印をつけ、一方で議員が同じ日にドライブをしていたコースも記す。さらにガソリンスタンドの領収書だ。よく見ると領収書には「15:49」と打刻されている。つまり、一行は会議そっちのけで、1日中ドライブ観光を楽しんでいたのである。地図にガソリンスタンド店の場所を記入し、店に寄った時刻も書き入れる。こうして地図をつくると、四国ドライブを楽しむ議員の姿がくつきりと浮かび上がった。

さらに、一行は会議の2

日目には松山市に移動し、市内の「子規記念博物館」などを訪れている。全国都市問題会議に出席するため、一人あたり1万円という参加費を税金から支払っているのに、会議そっちのけで観光して歩いているとしか思えないのだ。

この旅行の支出額は約67万円。そもそも「全国都市問題会議」というのは一体何のための会議なのかさっぱりわからない。この会議のために、全国から数百人あるいは数千人の地方議員が大挙して訪れているとい

うことは、巨額の税金が毎年のように支出されていることを意味する。観光気分では会議に参加し、会議をそっちのけで観光をして歩く議員は品川区議だけではないかもしれない。庶民にとってはこの会議が税金の無駄遣いの温床のように思えてくる。ちなみに、公明党区議団による「全国都市問題会議」の「早退」はこの1回にとどまらない。宮崎の会議でも、その疑いが極めて濃厚である。



北日本夏祭り めぐり

北海道の冬まつりと並んで有名なのは、東北の夏祭りだろう。区議団はこの夏まつりもしっかりと「視察」している。2001年8月7、8日の青森への旅行では、8名が参加した。旅行代金の総額は101万5769円。青森旅行の後、何名かは盛岡経由で東京に戻っているが、残る面々は青森から函館へと足を伸ばし、函館の観光名所を訪ね歩き、さらに北海道での長旅を続

けている。

旅行の地図は北海道を中心に作成したが、ここでは

青森の旅行資料を作成した

ときのことを紹介しよう。

青森で使用された領収書は

たった4枚。

飲食代 5万5230円

宿泊代 9万2400円

東日本キヨスク

3750円

青森県観光物産館アスパム

3,500円

これらの領収書からだけ

では、なかなか旅行の中味

はわからない。お手上げ状

態となった。けれど8月7、

8日と旅行代金の高い時期

にわざわざ青森へ行っているのはなぜだろう。この日

付に注目し青森をインター

03年8月の東北・北海道旅行の主な領収書

2001/7/30	月	乗車券	日本旅行 JR券・航空券	¥330,330
2001/7/31	火	乗車券	ロータリーギフト南口店 新宿	¥19,800
2001/7/31	火	航空券	ロータリーギフト南口店 新宿	¥24,000
2001/7/31	火	航空券	ロータリーギフト南口店 新宿	¥24,000
2001/8/1	水	交通費	口座引落 日本旅行	¥75,500
2001/8/6	月	乗車券	日本旅行	¥35,930
2001/8/7	火	飲食代	びよんびよん舎(盛岡・冷麺店)	¥25,032
2001/8/7	火	飲食代	かねよ(料理店)	¥55,230
2001/8/7	火	?	青森県観光物産館アスパム	¥3,500
2001/8/8	水	宿泊	ネオ・パル青森	¥92,400
2001/8/8	水	飲食代	五島軒(老舗の西洋レストラン)	¥33,726
2001/8/8	水	タクシー	函館タクシー	¥35,620
2001/8/8	水	品代	姉サンプリンス(ホテル内売店)	¥2,520
2001/8/8	水	飲食代	ヴィクトリアン ローズ(旧イギリス領事館内の喫茶)	¥4,567
2001/8/9	木	飲食代	居酒屋膳樺八兵衛	¥11,182
2001/8/9	木	宿泊	湯の川プリンスホテル渚亭	¥136,672
2001/8/9	木	飲食代	田嶋観光(函館朝市内の海鮮料理店)	¥19,740
2001/8/9	木	飲食代	料理店)	¥6,090
2001/8/9	木	飲食代	五島軒(老舗の西洋レストラン)	¥2,016
2001/8/9	木	品代	蝦夷屋(魚介類みやげ)	¥1,000
2001/8/9	木	観光	文化財 横山家(江刺の神宮祭の当日)	¥2,400
2001/8/10	金	飲食代	北海道料理 花ぶさ	¥5,466
2001/8/10	金	宿泊	あわび山荘(3人分)	¥25,390
2001/8/14	火	飲食代	えりも岬観光センター	¥5,780
2001/8/16	金	飲食代	一心太助(小樽の海鮮居酒屋)	¥7,980
			他の領収書も含めた合計	¥1,015,769

ネットを検索してみると、8月2から7日まで、「ねぶた祭り」が開催されていたことが分かった。これでこの旅行の本当の目的が見えて来たような気がした。

しかし、あと一つ、青森市内の祭り見学を裏付ける決定的な証拠が欲しい。そこで、さらに「ねぶた祭り」を検索していくと「絶景ポイント」と記された所に、「アスパム」の名前が出てきた。これは領収書にあった名前だ！一行は祭りの中心地に立ち寄っていたのである。

この「アスパム」について

では、「青森物産館アスパム」近くに『ねぶた団地』があります。そこでは出陣前の「ねぶた」を見ることができる」と紹介されている。祭り見物が目的でなければ、わざわざ人がごった返しているアスパムを訪れるはずはない。議員の青森訪問が祭り目的であった疑いがますます濃厚になった。

この旅行の支出額は101万円にのぼる。一行は函館への足をのぼし、有名な函館朝市で海鮮料理などを楽しんでいる。さらには、おみやげの海産物までも政務調査費から支払っている。

税金を納める側の区民としてはやりきれなさや怒りを覚えるほかない旅行の実態である。

裁判長のコメント
「優雅な旅行に見えますが・・・」

こうしてオンブズマン側は、2ヶ月後の裁判（第5回期日）までに、13の旅行を選び、地図や旅行先の資料、さらに旅行の説明文書をつけた書面を裁判所に

提出した。

2008年5月20日、第5回期日。われわれが提出した資料について、裁判長が法廷で何と言うか。そのことを考えると、いつになく緊張した。裁判がはじまった。裁判長は被告（公明党区議団）の方を見て言った。

「（原告のオンブズマン）資料を見ると優雅な旅行のように見えますが、そうでないなら（公明党の方で）反論反証してください。」
この言葉に、オンブズマン側は作戦がうまくいったことを確信した。

反論がいつまでたつても

出てこない

裁判では、政務調査費の
性格についても主張がたた
かわされた。

使途を『区政に関する調査
研究』に限定しており、
『議員としての見識を広げ
ることが本件条例にいう
政務調査に該当しない。も
し公明党区議団がいう『見
識を広げるため』論が通用
するならば、議員が行う行
動は（一見明白な遊行費を
除き）ほとんどすべて『区
政に関する調査研究』に該
当することになってしまう。
なぜなら、例えば世界一周
旅行をすることも本を購入
することも、映画を見るこ
とも、人間が行うほとんど
すべての行動はその人の
『見識を広げる』からであ
る。しかし、これでは、本
件条例が政務調査費の目的
外支出を禁止したことの意
味が全く失われてしまう。

その後の裁判でも、公明
党区議団からは一向に反論
らしきものがなく、相変わ
らず支出についての具体的
な説明もされなかった。そ
れでもわれわれの方は攻め
の手を緩めず、裁判の度ご
とにピックアップしたもの
以外の旅行についても資料
を作成し続け。内容を明ら
かにしていった。1年後、
裁判所に提出した資料につ
けた証拠番号は「83」に
なった。

公明党区議団は、「調査
活動の結果をどのように取
り扱うかは、独立の存在と
しての会派の存在が認めら
れている以上、各会派が広
汎な裁量権を持ち、その会
派の判断は、尊重されなけ
ればならない」として、議
員の見識を広げるための支
出も違法ではない、と主張
した。

これに対して、オンブズ
マン側でも反論をおこなっ
た。

「区の条例は政務調査費の
『見識を広げる』からであ
る。しかし、これでは、本
件条例が政務調査費の目的
外支出を禁止したことの意
味が全く失われてしまう。
適法な政務調査費の支出と
いうためには、『調査研究』
のための支出であることが
必要であると同時に、調査
研究のテーマが『区政に関
する』ものでなければなら
ず、また、当該支出が調査
研究の経費として認めうる
ものでなければならない。」

結審直前の全額返還

2009年7月7日、第

11回期日。この日も公明党区議団は陳述書すら提出できなかった。裁判長は「だいぶ長いことやっていることです。次回は特段のことがなければ審理を結審することも考えています」とキツパリ宣言した。

2009年9月7日、訴訟の結審のわずか2日前になって、公明党区議団は2002〜05年度に支払われた政務調査費のうちから旅行費・飲食費として使用した3220万6656円を区に返還した（返還金のなかには延滞金1110万7175円も含まれている）。

もちろん、われわれには事前説明は一切なかった。

この返還は新聞各紙でも取り上げられたが、東京新聞（9月9日付）の記事には、公明党区議団が次のように述べた記事が掲載された。

「当時は視察内容の記録化まで求められていなかったため、報告書などが残っておらず、裁判上必要な資料の収集が困難」。

しかし、これまでの審理のいきさつからして敗訴判決を避けるための返還であることは明らかであった。

9月9日、第12回期日

の審理終結。オンブズマン側は抗議の意味も込めて、

「審理終結直前の返還は遅すぎる対応であって、訴状上は無視されるべき」と主張し、裁判所の審理は終わっ

た。後は10月の判決言渡しを待つのみとなった。

品川区議会公明党は8日、2002〜05年度にめぐらした訴訟をめぐり、現在受け取った政務調査費のうち、約2100万円を返還したと明らかにした。返還は7日付。同党は同時に延滞金約1100万円も区に支払ったとしている。

区議会公明 2100万返還

政調費 延滞金 1100万も払う

品川

品川区議会公明党は8日、2002〜05年度にめぐらした訴訟をめぐり、現在受け取った政務調査費のうち、約2100万円を返還したと明らかにした。返還は7日付。同党は同時に延滞金約1100万円も区に支払ったとしている。

品川区議会公明党は8日、2002〜05年度にめぐらした訴訟をめぐり、現在受け取った政務調査費のうち、約2100万円を返還したと明らかにした。返還は7日付。同党は同時に延滞金約1100万円も区に支払ったとしている。

品川区議会公明党は8日、2002〜05年度にめぐらした訴訟をめぐり、現在受け取った政務調査費のうち、約2100万円を返還したと明らかにした。返還は7日付。同党は同時に延滞金約1100万円も区に支払ったとしている。

都民版

都内版編集室
千代田区大手町
1の7の1
読売新聞東京本社内
〒100-8055
電話(3217)1465
1466
FAX(3217)1468
tomin@yomiuri.com
都民版広告
(5226)9925
購読申し込み
フリーダイヤル
0120-4343-81

www.yomiuri

ただの1行も

裁判所の判断は

なかった

判決を読んで驚いた。われわれの請求は棄却。すでに全額返還されたので、判決の結論としてはしかたないの。われわれが驚いたのは、判決のどこを読んでも、訴訟の裁判の最大の争点であった旅行問題について何一つ裁判官の判断が書かれていなかったことについてである。

これはいったいどういうことか。公明党区議団がお金を返還したら、この問題

は終わりとも言えるのだろうか。オンブズマン側は「目的使用外のお金は返還すべき」と主張はしてきた。が、お金が返還さえすればそれでよいとは考えていない。オンブズマン側の主張が認められた判決が出ることに。そのことを目指し、膨大な資料と書面を裁判所に提出して、裁判の中でこの問題を追及してきた。裁判官も裁判の意義は理解していたはずである。それにもかかわらず・・・

判決直前に、相手側がお金を区に返還し、敗訴判決を避ける。こうした手法は

過去の裁判でもあった。平成16年4月の判決では、それでも判決の中で、「自民党が政務調査費として支出した飲食費は違法である」として、その理由もはっきりと述べている。この判決では、オンブズマン側が実際に足を運んで調査したキャバレー・クラブ・ライブハウスなど証拠資料に基づいて、政務調査費が使われた状況を判決理由のなかで明確に述べている。この判決には市民の問いかけにきちんと答え、裁判官としての社会的な責任を果たそうとする姿勢が感じられる。

2009年10月16日東京地方裁判所判決より

第2 事案の概要

3 争点

- (1) 本件各支出は区政に関する調査研究以外の用途に使用されたものであるか。
- (2) 本件条例9条は・・・以下(4)まで

第3 当裁判所の判断

1 監査請求前置について

- (1) 前提事実(4)のとおり・・・

とあって(争点(1))については裁判所の判断が何も示されていない

実際、この判決の後、オンブズマン側は自民党区議団を相手に第二次住民訴訟を起こし、その流れが20

06年12月の条例改正へとつながっていった。こうして政務調査費の支出項目から「飲食費」が消えた。

また、裁判を通じて、品川区の政務調査費の使用実態がマスコミにも取り上げられ、議員による税金の無駄遣いの実態が世間に広く知られることとなった。政務調査費の問題は品川区から他区へと波紋が広がっていった。

裁判官の目はいつに向いていくのか？

政務調査費が議員の好き勝手な観光旅行や飲み食いに消えていく。今回の裁判官はこの問題に対し、判決で一行も触れることはなかった。裁判官は議員がお金を返還したらそれでよし、ということなのだろうか。だが、この問題はそんな単純に片付けられては困るのだ。公明党議員が訪れた旅行先に、2003年5月、総額約40万円を使った山形旅行がある。昼間は「上杉家廟所」（上杉家の墓所）、

「酒造資料館東光の酒造」

を訪ね、夜は銀山温泉の旅館に宿泊。この宿は一泊1万7000円もする豪華温泉旅館だ。この旅行の裁判資料を作りながらふと、たまに駅で見かける銀山温泉のポスターが頭に浮かんだ。山里ならではの風情ある温泉街にランプが灯された写真。多くの人たちはそのポスターを横目に通り過ぎて行く。その地へ行きたいと思っても行くことはない。いや、行くことができないと、言ったほうがいいだろう。

政務調査費として支出さ

れた領収書からは、市民がそう簡単には行くことができない観光地、温泉宿、料亭の領収書がズラズラと並ぶ。今回の裁判はまさに、これらの支出が、違法であるかないかを裁判ではつきりさせることにあった。

品川区の条例には政務調査費について「区議の調査研究に資する経費の一部に充てるもの」とその使用目的を明確にしている。オンブズマン側は支出された観光旅行や飲食費の領収書を見る限り、区の条例に基づいて調査研究が行われたとは到底思えない。これは違

法な支出だと、裁判で主張してきた。公明党区議団は「条例でいう調査研究であるかないかは議員の裁量に委ねられるもの」と反論した。

裁判官がこの両者の主張を聞いて、提出された証拠と法律を照らし、違法性の有無について判断を下す。それは裁判官の役割であるし、裁判官の目はその事件にとどまらず、背景となる社会の状況に向けられていなければならないと思う。

社会の不正や違法の黙認は許されない

日本の経済が傾きはじめて市民の暮らしが厳しくなった2000年代。時を同じくして公明党区議団は税金を使って旅行三昧を毎年のように繰り返して来た。また、この裁判の判決が出されたのが2009年10月。この年の1月～9月までの全国自殺者は2万4846人（警察庁発表の暫定値）にのぼっている。自殺者3万人という異常事態は12年連続となっている。

裁判所の世界とは切っても切れない外の世界では、働いても暮らしが成り立たない人びと、働きたくても仕事がない人びとが、その日を生き延びることに精一杯で暮らしている。こうした社会情勢に目を向けた時、市民に選ばれた議員がその市民の税金を使って、観光旅行などしていいはずはない。議員としてやるべき仕事は山ほどあるはずだ。裁判官にその問題に切り込んでいく視点がなければ、社会はいつになっても変わっていない。もし裁判官が「返したのだからそれでいい」と考えたとすれば、それは市民にとっては、裁判所も目の前にある不正や違法性を知りつつも黙認し、その果たすべき責任を放棄したようにさえ映る。

たとえ市民が行政の不正を見つけたとしても、すぐに裁判など起こせるものではない。弁護士さんはどうするのか、裁判費用はどうするのかと考えたら、行政相手の裁判などそう簡単にはできない。品川オンブズマンは100名近い会員に、手弁当で裁判をやってくださる弁護士さんと出会うことができたから10年以上もの間、行政訴訟をやり続けることができ、成果も出すことができた。

市民が起こす行政訴訟の背後には、同じような問題を抱えていても裁判を起こすことができない多くの市民がいることに裁判官は目を向けるべきである。裁判所の出す判決は社会に大きな影響を与えるものだからこそ、市民の命や暮らしを守り、これからの社会のあり方を見据えた判決を出す責任が裁判官にはある、と思う。

オンブズマンの声が 税金ムダ使いの返還 へ

今回、公明党区議団が区

に返還した金額は、3220万6656円。いったいどのようにして、このお金を集めたのかと首を傾げたくなるくらい高額だ。実は返還金はこれだけには終わらない。この裁判が始まってから使用されずに年度末に返還された政務調査費の額も高額である。2001～09年度までの9年間に区に返還された政務調査費の総額はすでに1億5000万円を超えた。もし、オンブズマンが声をあげなければ、おそらく大部分のお金は区に返還されることはなかったであろう。最大の

成果は議員に政務調査費というお金についての考え方を変えさせたことにある。それはポケットマネーではなく、区民が苦勞して納めた貴重な税金なのである。このあたりまえのことを議員さんにわかってもらうために、かれこれ8年近い月日を要してしまった。

議員の意識改革という意味ではひとつの成果を上げることができた。でも、政務調査費をめぐるはまだまだ糺すべき点は多く残されている。今後も監視の目を緩めてはいけないと思う。



2001～09年度に各会派から返還された政務調査費の内訳と総額

不正に支出され返還された政務調査費	¥65,059,610
-------------------	-------------

(内訳)

会派名	返還日	返還額	返還対象
自民党区議団	H16.1.13	¥313,286	バー・クラブ・ライブハウス等での遊興費 7件
	H18.11.30	¥11,278,204	すし、居酒屋、しゃぶしゃぶ、焼肉店などでの飲食費 351件
	H19.1.22	¥2,107,510	築館元幹事長による偽造領収書による架空請求分 63件
	H19.1.25	¥1,134,481	原雅美区議による家族旅行費等 29件
	H19.3.2	¥16,929,064	平成17年度までの飲食費、交通費、資料代等 831件
	H19.3.2	¥854,210	平成18年度の飲食費、交通費、資料代等 28件
	小計	¥32,616,755	
公明党区議団	H19.3.2	¥14,544	ミステリー小説等の購入費 11件
	H21.9.7	¥32,206,656	平成13～17年度の私的旅行代と飲食費 1298件
	小計	¥32,221,200	
品川区民連合	H19.3.2	¥221,655	政治資金パーティー費等 9件
	小計	¥221,655	

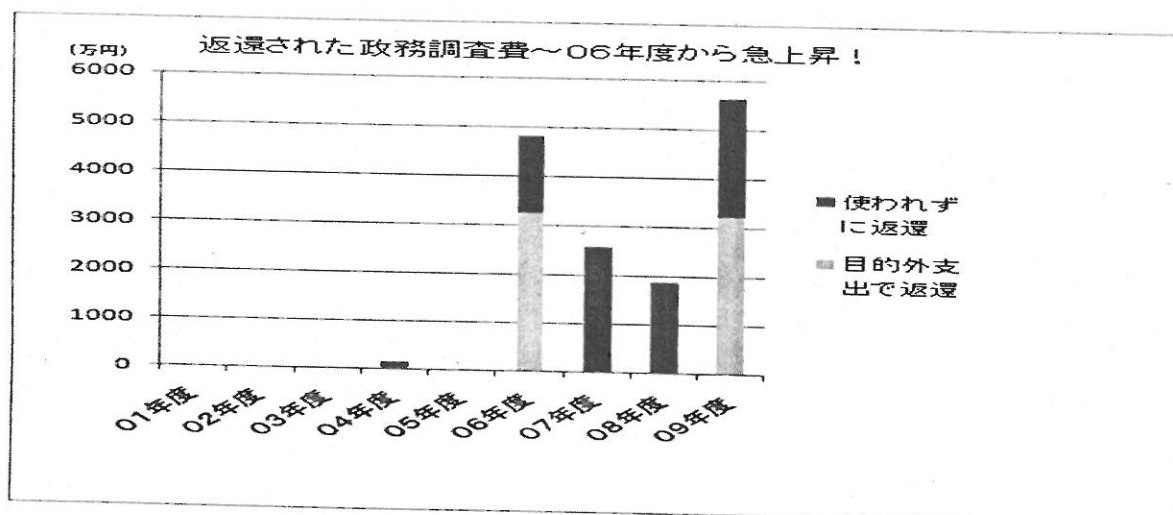
注：返還額には延滞金を含む。自民党区議団には「しながわ自民党」分を含む

使用されずに年度末に返還された政務調査費

¥88,482,041 (平成13年～平成21年まで)

(内訳)

会派名	返還額
自民党区議団	¥14,743,706
公明党区議団	¥40,894,628
共産党区議団	¥962,857
民主品川	¥25,086,430
生活者ネットワーク	¥2,164,251
無所属の会	¥377,335
無所属クラブ	¥4,252,834



【裁判のドキュメント】

2007年6月22日

オンブズマンは東京地方裁判所に対して住民訴訟を提起。公明党区議団が平成13年度から平成17年度に旅行費用として政務調査費から支出した約2180万円の返還を求める裁判が始まった。

2007. 9. 19 第1回期日

裁判長から被告（品川区）に対し、「各支出の具体的な内容を主張し、必要な資料も提出するように」との指示があった。

これに対し、品川区は「公明党区議団が補助参加する予定なのでそちらに伝えます」との回答。

2007. 11. 13 第2回期日

裁判長から補助参加した公明党区議団に対し、「訴状に対する認否反論と積極的な反論をおこなうように」との指示があった。

これに対し、公明党区議団は「支出数が多いので相当時間がかかります。提出期限は明言できません。」と回答。

裁判官から「できるだけやってください。どこか区切っても結構ですから、具体的に立証、個別のものについての成果を提出してください」と促された。

2008. 1. 22 第3回期日

公明党区議団から平成17年度分の旅行についてだけ、一つの旅行について数行の説明を加えた書面が提出された。その書面の内容を一部抜粋すると、

「（領収書の）支出番号E173から187は、教育事業のため、関連施設を視察した際の旅費（航空券、乗車券類）、タクシー料金、施設入館料及び宿泊費の支出である」

これでは誰がどこを訪問し、何のために税金が使われたのかが全く不明なので、オンブズマン側は、誰がどのような目的で、訪問先へ行ったのか。また、調査研究の必要性について具体的な説明を求めた。

これを受けて裁判長から「具体的に説明するよう

に」との指示があり、公明党区議団は「最大限努力する」と約束した。

2008. 3. 25 第4回期日

公明党区議団から平成16年の旅行について、前回と同じような内容の書面が提出された。具体的な内容はゼロ。

裁判長から「積極的な作業を進めてください」との指示。それとともに「いくつかの旅行をピックアップして、それについて双方が主張立証をおこなうことでやってみましょう。原告（オンブズマン）側でまず各年度1つか2つの旅行をピックアップして、次回までに主張と立証をおこなってみてください」との提案があった。

双方了解。

2008. 5. 20 第5回期日

「ピックアップする」という裁判長の提案に基づき、原告オンブズマン側は、全部で13の旅行を選んで、領収書から支出先についての資料や旅行先を示した地図などをつけて提出した。

これに対して、裁判長は「（原告のオンブズマン）資料を見ると優雅な旅行のように見えますが、そうでないなら（公明党の方で）反論反証してください。」とのコメントと指示があった。

今度は公明党区議団が反論することになった。

2008. 7. 8 第6回期日

公明党区議団から前回、ピックアップした13の旅行について説明する書面が提出された。

ところが、その書面では延々と旅行の趣旨目的を述べるばかりで、肝心の各支出の内容についての説明は全く欠けていた。

たとえば、原告オンブズマンが「青森ねぶた祭り」について、旅行と祭りの関連を指摘したが、そのことについての説明は何もされなかった。

2008. 9. 10 第7回期日

原告オンブズマン側は、公明党区議団の書面に反論する書面を提出。公明党区議団の説明のおかしさを具体的に指摘した内容で、82ページにもなる力作となった。（次ページへ）

裁判長からは公明党区議団に対し、「原告（オンブズマン）から指摘されている個々の点について弁明してください。『視察』なら、訪問先の資料が残っていると思うので、こうした資料があるなら提出してください」との指示があった。

2008. 12. 2 第8回期日

この日も公明党区議団からは、弁明も資料提出もされなかった。期日では代理人弁護士が「予想外に準備に時間がかかっている」という苦しい説明。裁判長から公明党区議団に対し、「それでは次回までにはまとまったものを提出してください」との再度の指示がありました。

オンブズマン側は、攻めの手を緩めることなく、この時も裁判所に旅行資料をつけた書面を提出した。

2009. 2. 4 第9回期日

前回から3ヶ月。しかし、状況は変わらない。今回も公明党区議団からは具体的な支出内容についての弁明も資料も出されなかった。

これに対し、裁判長からは次のような厳しい言葉が発せられた。

「この裁判の主張立証の責任は原告住民にあります。原告らは各支出について観光地、飲食についての立証がなされています。政務調査費は公費ですから、支出内容については区議団の側で明らかにすべきものだと思います。それができのなら、疑われても仕方がなく、自主的な返納も考えるべきではないかと思います。」

2009. 4. 28 第10回期日

前回の厳しい裁判長からのコメントにもかかわらず、公明党区議からは今回も具体的な説明はなかった。わずかに提出されたのは、議員が議会で質問した議事録が提出されただけ。もちろんこれは公費が何に使われたのかを説明する資料ではない。

裁判長からは「資料がないなら議員などによる説明の書面（陳述書）を提出し、証人申請も検討してください」との指示があった。

オンブズマン側は次回期日に向け、資料作りの大詰めを迎えていた。約1年前、裁判長から「年度、1つか2つの旅行をピックアップしてはどうか」という提案を受けた。そして、第5回目期日に13の旅行をピックアップして提出した。その後もオンブズマン側は裁判がある度に旅行資料を提出し続けた。1年が経ち、あとは残されたわずかな旅行とバック旅行の資料をまとめる所までできていた。ようやくゴールが見えてきた。そして、次回期日までにオンブズマン側が提出した旅行資料は83号証にもなっていた。

2009. 7. 7 第11回期日

公明党区議団は陳述書すら提出できず、代理人の弁護士は苦渋の表情で「準備が遅れています」との説明。

裁判長は「だいぶ長いことやっていることです。今回は特段のことがなければ審理を結審することも考えています」とキッパリ。

2009. 9. 7 結審直前の返還劇

訴訟の結審わずか2日前。公明党区議団は全く突然、訴訟で返還請求を求められていた平成14年度から平成17年度の旅行費用総額3220万6656円を区に返還した。（返還金の中には延滞金1110万7175円も含まれる）

2009. 9. 9 第12回期日 審理終結

公明党区議団からは、返還についての説明はなかった。これに対してオンブズマン側は抗議の意味も込めて、「審理終結の直前の返還は遅すぎる対応であって、訴訟上は無視されるべき」と主張した。しかし、裁判所は「返還があったものについて（訴訟上）は無視することまではしない」と明言し、審理を終結した。

判決言渡しは、10月16日と指定された。

2009. 10. 16 第13回期日 判決言い渡し

「海外視察」ってただの 観光旅行ではないの？

海外視察は議員になつたご褒美？

品川区では海外視察は1年1回7～9人位の議員が参加する。費用は500万円台から600万円台。96年～05年までの8回分は4920万円 約5000万円が支出されている。地方自治体の経費支出について地方自治法では「地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁する」（地方自治法第23

2条1項）と定めている。

当然ながら公務と無関係な私的な行為に対して公費を支出することは許されない。

たとえ、たてまえで「視察」や「調査」と名がつけられても、中身（内容）が観光なら公務とは言えない。あたりまえのことだが、このような「海外視察」は税金ではなく自腹で行くべきものである。

区民（区政）にとって重要な問題を海外まで行つて視察、調査しなければならぬ状況があつてこそ公務

として支出が認められるはず。ところが、はじめに「海外視察ありき」で、旅行業者にコース、内容、アポイントまでお任せ、あとは調査項目をいっぱい並べるだけでは、とても区民の多額の税金をつぎ込む必要は認められない。

かつて海外旅行は庶民の夢であつた。いまでは安く魅力あるパック旅行などが売られており、海外は庶民の手の届くものになった。それでも旅行先を探すときにはワクワクする。まるで修学旅行に行く子どものように。

議員の海外旅行は随分前からあちこちの議会で慣習的に、ごく当たり前のこと

96年～09年までの海外視察

96 オランダ・ベルギー・ドイツ・スイス	議員8名	5,849,760円
97 アメリカ・カナダ	議員8名	6,976,000円
98 中止		
99 ドイツ・スイス	議員9名	6,582,080円
0 中止		
1 アメリカ	議員7名	5,599,360円
2 アメリカ	議員7名	5,536,160円
3 イギリス	議員8名	6,996,200円
4 スウェーデン・スイス	議員7名	5,568,435円
5 ドイツ・デンマーク・スウェーデン・フランス	議員7名	6,094,980円
6～9 中止		
計		49,202,975円

海外視察参加会派

1996年～2005年 計8回
(98年、2000年は中止)

参加議員	計61名
〔会派内訳〕	
自民	36名
民主(系)	14名
公明	4名
無所属(系)	7名

のように行われてきた。しかし、何の目的でわざわざ外国まで調査に出かけるのか、調査でどんな成果が出たのかについて、市民にきちんと説明がなされることは殆どなかった。議員自身も、海外視察をまるで「特権」あるいは「既得権」であるかのように考えていたに違いなく、旅行の内容も多くが観光で占められてい

た。

時代は変わった

海外旅行を見る目も、市民が議員を見る目も変わった。10数年前から東京23区では殆どが行われなくなった。23区で現在実施

している区は大田区と品川区の2区だけになった。

海外視察や海外出張は決して議員や首長の特権やご褒美ではない。

品川区では海外視察と引き換えに公立保育園の館内お泊り保育を廃止してしまった。海外視察と同額な経費を節約するため、子どもたちの発育過程で大事な行事活動を奪ってしまったので

ある。市民の目には、議員が大挙して毎年のように海外に調査に行く必要があるとはとても思えない。

視察か観光か？

オンブズマンの会 として初めての裁判

13年前、96年におこなわれた品川区議の「海外視察」は現地9日間のうち5日間の観光にあてられていた。「調査」もかなり杜撰な内容であった。

「海外視察」にかこつけた観光旅行ではないか。97年、私たち品川区民オンブズマンの会は住民監査請求の申立を行った。オンブズマンの会が初めて取り組

んだ住民監査請求であった。区の監査委員が申立を退けたため、私たちは東京地裁に提訴した。

日程表を見れば明らかのように、純粋な観光にあてられた日数は「何らかの調査」が行われた日数を上回っている。

一般(例えば企業)の調査や出張でも1日か2日(土曜、日曜)の休暇(観光)もあるが、外国滞在日数の過半数が観光に費やされているのはおよそ考えられない事態である。

ブルージュ(7月17日)、ライン河及びハイデルベルグ(20日)、フライブルグ及びベルン(21日)、ユングフラウヨッホ(22

日 程 表

日次	月 日 (曜日)	地 名	現地時間	交通機関	予 定
1	7月15日 (月)	東京 (成田) 発 アムステルダム着	11:30 16:45	JL411 バ ス	空路アムステルダムへ 着後: ホテルへ (アムステルダム泊)
2	7月16日 (火)	アムステルダム	午 前 午 後	バ ス バ ス	フレーボランド州水利土木局視察 「地盤沈下防止」 オランダ厚生保険組合視察 「介護福祉保険制度」 (アムステルダム泊)
3	7月17日 (水)	アムステルダム発 ブルージュ 着 ブルージュ 発 ブラッセル 着	09:00 12:00 16:00 17:30	バ ス	ブルージュ市内視察 (歴史と伝統を活かしたまちづくり) (ブラッセル泊)
4	7月18日 (木)	ブ ラ ッ セ ル ブラッセル 発 フランクフルト 着	午 前 12:07 18:07	バ ス 列 車	ギャラリー・サンチュルペール 管理組合視察 「商店街活性化政策」 列車にてフランクフルトへ 着後: ホテルへ (フランクフルト泊)
5	7月19日 (金)	フランクフルト ヴィースバーデン	午 前 午 後	バ ス バ ス	ドイツ公年金福祉連盟視察 「介護福祉保険制度」 ドイツ緊急技術支援隊視察 「災害救助」 (フランクフルト泊)
6	7月20日 (土)	フランクフルト 発 ハイデルベルグ 着	09:00 15:00	バ ス	途中ライン河流域視察 (自然環境保護) 着後: ハイデルベルグ市内視察 (歴史と伝統を活かしたまちづくり) (ハイデルベルグ泊)

7	7月21日 (日)	ハイデルベルグ 発 フライブルグ 着 フライブルグ 発 ベ ル ン 着 ベ ル ン 発 グリンデルワルド 着	09:00 11:30 13:30 15:30 17:00 18:00	バ ス	着後: フライブルグ市内視察 (環境問題) 着後: ベルン市内視察 (歴史と伝統を活かしたまちづくり) (グリンデルワルド泊)
8	7月22日 (月)	グリンデルワルド	終 日		グリンデルワルド市内視察 ユングフラウヨッホ視察 (自然環境保護) (グリンデルワルド泊)
9	7月23日 (火)	グリンデルワルド 発 ルッツェルン 着 ルッツェルン 発 チューリヒ 着	09:00 11:00 15:00 16:00	バ ス	着後: ルッツェルン内視察 (歴史と伝統を活かしたまちづくり) (チューリヒ泊)
10	7月24日 (水)	チ ュ ー リ ヒ チューリヒ 発	午 前 16:30	バ ス JL412	チューリヒ市清掃局視察 「ゴミ問題」 7月24日 経由で帰国の途へ (機中泊)
11	7月25日 (木)	東京 (成田) 着	14:00		

平成8年度 (1996年) の「品川区議会海外視察団報告書」の日程表

日)、ルツエルン(23日)は、いずれも世界的に有名な観光地である。これを見る限り、観光中心の旅行とは思えない。

裁判では、旅行に参加した議員に対する尋問もおこなった。そのなかでブルー

ジュでは観光目玉である旧市街地を散策し、その上運河めぐりを行っていたこと、ライン川では遊覧船による川下り、ハイデルベルグ市内におけるハイデルベルグ城見学、フライブルグに

おける市内散策(オペラ劇場、コンサートハウスなど見て回る)、ユングフラウヨッホでは丸一日を費やし登山鉄道を乗り継いでユングフラウヨッホ頂上へ登つ

てアルプスや氷河を見物、ルツエルンにおける旧市街地見学などが行われたことが明らかにになった。どれも一般観光客向けの旅行パンフレットに載って代表的な観光ルートである。

「調査」を調査する

では、議員さんはこの旅行で一体何を調査して来たのだろう。視察の調査項目はどんなものなのか調べてみる。

調査項目には①欧州における介護福祉保健制度②地盤沈下防止対策(液化化対策含む)③商店街活性化政策④災害救助⑤ゴミ対策⑥環境保護対策⑦歴史と文化

を活かした街づくりなどの目的が並んでいる。でも、外国に行く時、こんなに沢山の項目を一度に調査しようとする人があるだろうか。少なくとも、短期間、短時間でこのような多数の調査をおこなうことは殆ど不可能であり、こんな意味のない「調査」を計画する人はいない。本当に知りたいこと、調査する必要性があるならば、項目は一点(せいぜい二点)に限るのが普通であろう。毎年のように、

このように多岐にわたる調査項目を並べ「海外視察旅行」を繰り返していること自体が私たちには観光を主目的とする旅行であること

さらに、一つ一つの調査項目を彼らの報告書から調べてみるとその杜撰さは驚くばかりであった。

例えばオランダにおける「地盤沈下防止調査」について、彼らの「調査報告書」

には「(オランダでは)地震がないために、干拓地の液化化などは全く考えていないとのことであった。この点は、品川区の臨海部、特に八潮団地の地盤沈下対策、液化化対策と比較して大きな違いを感じた」と書かれて

いている。要するに、あまり意味のない調査であったことが訪問してみても判ったというのである。また彼らは裁判所で「現場にこそ真実がある」「現場第一主

義を貫いている」と述べ、
ことわかる。

現地調査の重要性を強調し
ているが、オランダの介護
福祉保健制度の調査報告で

は、簡単に制度を説明して
いるだけで、介護の現場
(老人ホーム)を訪問する
など「現場調査」の名に値
することは何もししていない

陳述は珍術？

彼らの「調査」とは一体
どのようなものなのか。裁
判の尋問では証言にたった
議員(鶴議員)の口から信
じがたい説明が飛び出した。



ユングフラウヨッホ



池田山公園

ユングフラウヨッホ

対

池田山公園

国際的な観光名所である
スイスのユングフラウヨッ
ホに丸一日を費やして登山
鉄道を乗り継いでその頂上

まで訪れたのはなぜ？

オンブズマン側

「先ほど調査目的で自然環
境保護と言っていました、
品川区にグリーンデンワルド
に匹敵するような、あるい
はユングフラウヨッホに匹
敵するような自然環境とい
うのありませんでしょう。」

鶴議員

「それは、それほどの大自
然はないと思います。」

オンブズマン側

「あなたが念頭においてい
る品川の自然環境の保護と
いうのは例えばどのような
ことを指して言っているで
しょうか？品川では具体的
に残されているところとい
うのは、どういうところを

具体的にイメージしているのですか？」

鶴議員

「そのために池田山公園と
いうのは獲得しました。」

オンブズマン側

「池田山公園というのは住宅地の丘の上の公園なのですけれども、そういうところとスイスのアルプスの大自然の中に行くということと関連性はあると考えていますか？」

鶴議員

「無関係ではないという風に思います。」

オンブズマン側

「アルプスのほうに出向かれて環境を維持されている背景はなにかと調査されましたか？」

鶴議員証人

「自治体を訪問したわけではありません」

・・・

尋問でのやり取りは、こんな調子で続く。議員側が提出した陳述書では、ユングフラウヨッホでの調査の「目的」について、次のように書かれている。

「私はこれまでの議会活動の中で『みどり』を増やし、自然豊かな品川とすべく提唱してきたところでありますが、ユングフラウヨッホの状況を見て、更にこの提唱を強化していきたい」
「老若男女を問わず、健康者も障害者も、列車に少し乗っただけで、万年雪の地域に足を踏み入れ、アルプ

スの世界のパノラマを目の当たりに出来るのだ、という素晴らしい事実に触れて・・・感謝するとともに・・・条件整備の在り方を追求していく上で、極めて重要な参考になりました」

〈珍術〉池田山公園・・・緑を増やす・・・自然豊かな品川のため・・・アルプスが極めて重要な参考に？ 区民を煙に巻く？ こんなことがまかり通ってしまう裁判はまさに忍者の世界！

ライン川 対

目黒川

2時間余りのライン川の川下り遊覧と流域視察は何の目的で？

オンブズマン側

「ライン川流域視察ということで船でライン川を観察した目的は何ですか？」

鶴議員

「水質浄化の問題です。目黒川を抱えておりますが悪臭を清流に変えて遊覧船とが実現するのが夢で何回か議会ですべていますし、大変役に立ちました。」

オンブズマン側

「ライン川はドナウ川にながって船が運航する大きな川、目黒川と比べて参考

になりますか？」

鶴議員

「河川の大小はありますが参考になりました。」

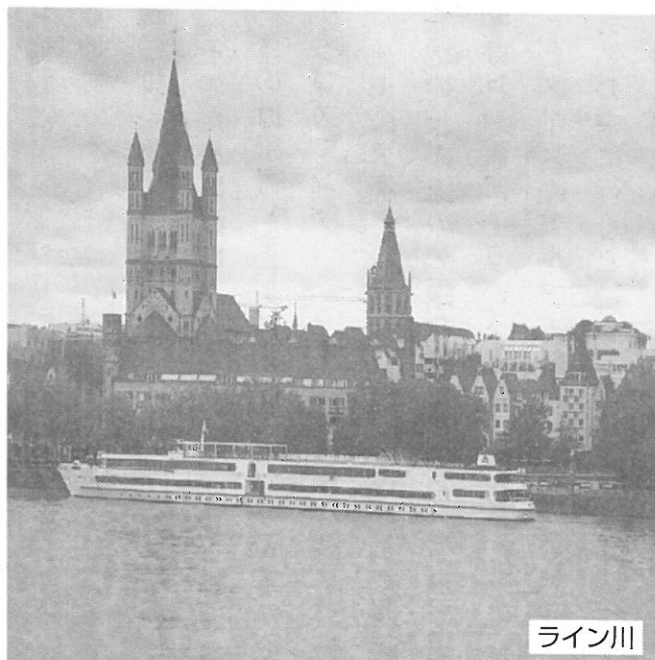
議員が作成した陳述書にはこうも書かれている。

「西ヨーロッパで最大、世界でも最も交通量の多いと

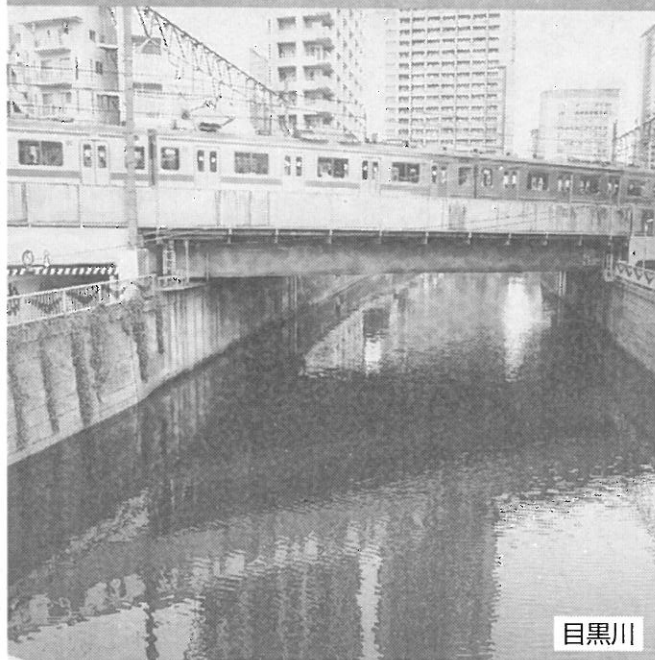
言われているライン川。その水質は10年前の比べ随分きれいになり・・流域でのレストランのメイン料理は魚で、特にナマズ料理が多い・・自然環境の観点から、リュードスハイムからザンクト・ゴアールハウゼンまで、一本の橋も架けら

れておらず、景観を活かすために、コンクリートやブロックを使って護岸を整備することは取ってしないので、日本と発想が根本的に異なることを感じた。」

〈珍術〉水質浄化の問題でライン川へ？（船から眺



ライン川



目黒川

めただけで調査？） 目黒

川に遊覧船を、その実現のためにライン川へ？ どちらも「ラインがわ」でなく

「イランがな」ではないか！

ブルーシュ

対

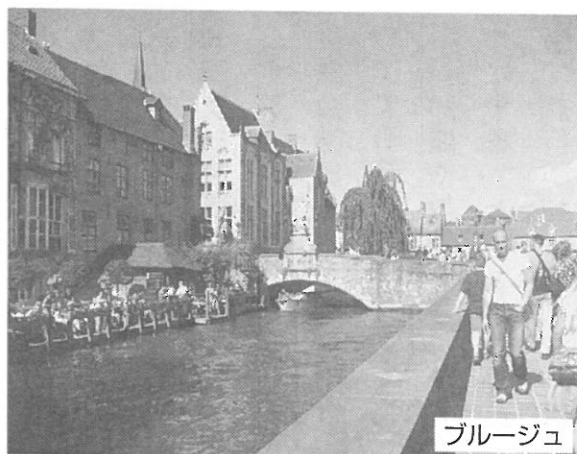
天王洲

品川にはブルーシュ、ハイドルベルグ、ベルン、ルツツェルンのような世界的古都に比類すべき街並みがあるはずもないのだが・・・

オンブズマン側

「天王洲アイル等は水辺環境はともかくとして、いわゆる再開発ですよね」

鶴議員



「それはそうだと思いますね。街の再構築といったほうがいいんでしょうか。再開発という意味がよく分かりますが。」

オンブズマン側

「ブルージュなど何百年も前の建物がそのまま保存されていることに感銘を受けたというのですが、そのことと再開発を進めている品川区政のやりかたと矛盾はしないのですか？」

鶴議員

「その再開発の意味がわからないんです。私の感得、ロマンの問題です。」

議員側の陳述書にはこうも書かれている。

「過去と現在とが完全な形

で共存するユニークな街として脚光を浴びて・・至る所で偉容を誇る歴史的建造物に感嘆し・・運河とともに繁栄を遂げた中世のブルージェの面影を残した美しい街並みとゴミひとつない素晴らしい環境に接し、実にうらやましい思い・・」

〈珍術〉「天王洲アイルは

品川区版ウォーターフロント開発というべき都市再開発事業である。」と品川区

作成のパンフレットに記載されている。古い街並みが壊され、高い大きなビルがニョキニョキと再開発の名のもとに、税金も投入され建てられて行く。数百年も前の建造物を大切にしてい

る古都ブルージュとは正反對なのにな？！

あんな説明が

まかり通るの？

99年2月東京地裁判決は私たち原告の請求を全て棄却した。先ほどの、白々しい説明を聞きいれてしまったのである。「あんな説明が通るの？？」市民にとっては目を見開き、口が閉まらないほどの驚きであった。

視察団の主たる目的が観光であったとのわれわれの主張について、裁判官は次のように答えた。

「確かに視察団が見聞調査を行った場所は、いずれも著名な観光地であるが・・

あらかじめ定められた調査目的をもつて見聞する場合と単なる観光目的で見聞する場合とは意味合いに違いがある。」

同じ観光名所を訪れても、われわれ市民と議員とは「意味合いが違う」というのである！

裁判官は、次のようにも言う。「我が国と異なる文化、歴史、風土、環境を持つ街や地域を訪れて見聞を広めることは、それ自体、知識及び教養を豊かなものとするという点において、区議会議員として職務を行う上で有意義なこと・・・」

「知識や教養を豊かなものにする」ということで税金で旅行ができるとすれば、

世界中どこへでも、いや宇宙旅行を行っても「有意義なこと」になつてしまふのだろうか。確かに、他の自治体の議員の中には南極まで「視察」に行った例があった。

調査の内容、実態がどうあれ「調査目的」さえあれば海外視察はどこでも自由にと！いうのであろうか。

さすがに 一審判決には躊躇！？

私たちは地裁の判決を不服として東京高裁に控訴した。東京高裁は、99年8月私たちの控訴を棄却したが、さすがに一審の判決をそのまま受け入れることに

は躊躇を感じたようである。高裁の判決では、次の文章が盛り込まれた。

「見聞調査と呼ぶにせよその内容に照らせば、観光の要素がなかったとは言い切れない。」

また、高裁は一審判決の「我が国と異なる・・・区議会議員として職務を行う上で有意義なこと」をわざわざ削除し、「調査の対象や日程については、より慎重な検討が望ましかったとはいえる」などと注文をつけた。

しかしこの判決では「調査」の具体的な中身や品川区の区議として、区政とどうかかわりがある調査なのか踏み込まないまま、結局

控訴を棄却してしまった。

慣行か観光？

それでも敢行か

提訴の効果があつたのか、

品川区は議員による海外視察を98年、2000年は中止した。しかし、01年から連続5年も続けて海外視察を敢行。ただ、06年から再び中止されている。

議員としても、「慣行」として安易に海外調査ができなくなったことは間違いない。貴重な税金を使つて行く海外視察の内容に疑問を持つ議員や会派も現れ、議会の中でも海外視察は見直す必要があるのではない

かと議論されるようになった。

何げなく慣行してきたことのなかに区民の目線（社会常識）から外れたり、ずれたりしてくることも時にはある。そんな時すっかり考え論議し、他区に見習って海外視察を廃止すれば良いのに、品川では観光的要素が多い海外視察を今でも続けて「敢行」している。

議員としても議員でなくとも、見聞を広めることは大切なことである。しかし、インターネットなどで情報を把握することが容易になっている。生活が苦しくなっている区民が増えている状況の中で、多額な税金を使って毎年のように海外視察を

繰り返す必要がどこにあるのだろうか。海外旅行を今なお続けるといふのは、なんでも目立ちたがり屋、「一番」が好きな品川区？らしくないやり方だ。すぐに品川区議の海外視察を廃止に敢行すべきである。

都知事も都議会議員も

海外へ

「都議会 海外視察を再開、民主、自民の11人」。2010年新年早々の新聞記事である（1月3日「東京」）。

民主党は1月31日～2月9日の日程で6名がイギリス、フィンランド、デンマークへ、自民党は2月3日～9日の日程で5名がシ

ンガポール、オーストラリアへ視察旅行に出かけた。民主、自民の両党は2年前視察の報告書で他人の論文を盗用していたことが発覚し、批判を浴びていたのだが・・・今回の視察について「将来的には無駄遣いをしないための先行投資」

（民主党大沢幹事長）と説明している。旅客機はビジネスクラスを使い1人100万円～200万円を、全体の予算案では3000万円を計上。しかも民主の5人、自民の4人が1人53900円の支度料まで受け取っている。

知事の方も議員に負けてはいない。石原都知事は、08年の北京オリンピック

海外視察にはさらに支度料と日当が支給されます

品川区では議員の海外視察のたびに「支度料」を支給しています。その昔、議員さんといえども海外旅行にはスーツケースやスーツ？など、旅の支度に金がかかるので補助したらしいのですが、それが現在も続いていて、毎回1人4万3120円が支給されています。

さらにさらに、旅行の時も日当が出ます。1日8300円、7000円、5000円のランクがあり、治安が悪い地域が高くなります。96年の場合は11日間なので中ランクで計算すると7万7000円。支度料とこの日当を合わせると計12万円にも！

海外旅行費を税金でまかなった上にさらにこんな手当を支払う必要がどこにあるのでしょうか。

2010年4月、支度料だけはようやく廃止にする方針が決まりました。

の開会式に夫婦で一泊24万円の超豪華スイートルームに宿泊し、随員を含め1275万円を税金から支出させた(3月16日の新聞報道)。

オリンピック招致のために08年09年に計5回

(中国、スイス、シンガポール、ドイツ、デンマーク)にわたり出張した。その為に費やした都民の税金はなんと合計で1億4322万円。

スイスのローザンヌのホテルでは一泊12万2850円(条例の規定の3.7倍)も支出していることも判明した。

今振り返れば(はじめから?)殆ど可能性が無かつ

た五輪招致のために150億円から200億円とも言われている税金、公金が湯水のごとく使われた。

「生活が苦しい」「仕事も住むところもなく困っている」人が増えている中で「海外視察」や「海外出張」が繰り返されている。

「将来のムダを無くすために、いま海外視察を?!」
何というひどい屁理屈だろ。
都民、区民を無視し、特権を乱用しているような議員や市長のため海外視察や海外出張をしつかり監視し、「おかしいぞ」という声をあげていかなければいけないとつくづく思う。

「海外調査」「海外視察」「海外出張」、旅行、たび

：名前を何に替えようとも都民、区民を欺く内容の

“たび”は許されない。
そんなことに“びた”(鏝)

一文税金をだすことはご法度である。



私の一言

品川区民オンブズマンの会が「区議会議員の海外視察」は、税金を使って海外旅行ではないのか、と監査請求を行うことを知り、ぜひ私も一緒にやらせて欲しいとオンブズマンの会に参加しました。区民の血税を使って海外の観光旅行とは許せない。実は私、その数年前にまったくといっていいほど同じコースを観光してきましたので、どんな場所を何の目的で?????と。視察というには説明のつかない世界的にも有名な観光地であります。

私はこの旅行を行った区議達を許せない、別の区民の怒りと重なっているのです。この問題は、税金の無駄遣いというだけでなく、時を同じくした別の問題、それは区議会議員の使命、区

民から何を託されて、区民の税金から歳費を支給されているのかを問わなければと考えていました。その問題を少し、お読みいただきたい。

品川区の公立保育園では20年以上前から一番年長の子どもたち（来年は一年生になる）が、保育園にお泊まり

血税を使った海外旅行

許せないのはなぜか？

して、友達と先生と生活するのです。それをお泊まり保育と云います。

その行事を区長が直前に「今年から時代に合わないから中止する」といつて、中止にしてしまった。（1996年度）

親も子も保育士もあまりの突然な出来事に驚いた。なぜ？理解できる説明

もない。こんな事を勝手に言い出す区長、その者こそ時代に合わないのではなでしょうか。中止したお泊まり保育は時代に合わないどころか、こんなに子どもが育ちにくい時代、社会になってしまっている今だからこそ、大切な時代なのです。それを証明するのは品川から発した「お泊まり保育」は今や他区にも伝わり、公立、私立を問わず多くの保育園で行っています。保育園での子育ての総仕上げ、一年生になる子どもに贈る最善のものと云えるのが、「お泊まり保育」なのです。

(K)



何に使われた？ 区長交際費

交際費で特定会派の

区議と交際！

区長交際費がどのように使われているか情報公開請求をして調べてみたところ、区長が区議による「区政報告会」や「区議を励ます会」などに何回も出席し、税金から交際費として支出をおこなっていることがわかった（2000年）。金額は一回あたり5000円や1万円がほとんどだが、税金で特定の区議を応援するの

はどう考えてもおかしいのではないか。

それに、公開された資料では、肝心の区議の名前が黒塗りになっている。区長がわざわざ激励に出掛けるのだから、懇意にしている与党議員に違いないが、区議の名前を隠す必要が一体どこにあるのだろうか。

このため、私たちは、区議の名前の公開を求める申立をおこなった。情報公開請求についての不服申立は、区の情報公開審議会で審議される。審議の過程では意

見陳述の機会もある。そこで、私たちはこの審議会での意見陳述で非公開とする必要がないことを訴えた。

「区長の交際費を知ることが区長の政治姿勢を知ろうと重要な意味を持つ。支出先もプライバシーなどの問題がない以上、当然公開すべきである。特に議員は公職選挙法でいかなる寄付行為も禁止されているのに、公費を支出するというのは明らかにおかしい。」

ところが、審議会が出した結論は、「個人情報保護条例により代表であれ個人であれ非公開となっている。支出先を公開すると、交際費から出す金額が区長の評価であるとの憶測を招き、

信頼、友好が失われる。」というもの。私たちの申立はあつさり棄却されてしまった。

「黒塗り」裁判 ようやく公開

こうして「黒塗り」裁判が始まった。非公開とされた部分の公開を求める訴訟だ（2001年10月提訴）。

区側は「特定の個人が識別され識別されうるものは公開できないという個人情報保護条例を錦の御旗に、『個人情報に当たるか否かは、公に知られているか否かで判断することは出来ない。だから名前は明らかにすることは出来ない』の一

点張り。

私たちは、区議の名前を非公開にする必要はどこにもないと反論したが、2003年1月の東京地裁の判決はわれわれの請求を棄却した。「区政報告会は公務」という側面は否定しないが、このような活動は場所や参加者の顔ぶれも議員が決めるものであるから、区政報

告会が私的活動としての面もありプライバシーを侵害する恐れもあるので公開できない」というのがその理由だ。「区議を励ます会」に区長が出席したことがわかると、どうして「プライバシーを侵害」するのだろう。裁判官の発想は全く理解できなかった。残念ながら、「励ます会」での区長

の行動や発言までは私たちにはわからずじまい。裁判官に事実を突きつけなければなかったことが敗訴の原因か？とにかく、私たちはこの地裁の判決に対し控訴した。

り部分の開示をようやく認めてくれた。

この判決に対し、区は最高裁に上告したが、2003年12月、最高裁が上告を棄却し、われわれの勝訴が確定した。

高裁・最高裁で 価値ある一勝

2003年7月、東京高裁は私たちの見方をようやく受け入れてくれた。
「個人の権利利益まで侵害する恐れがないことが明らかかなものまで公開を禁止することは、権利利益を保護する目的で不当に行政情報の公開を妨げるものだ」
地裁判決を取り消し、黒塗

公衆の面前でおこなった「交際」の事実を隠す必要はどこにもなく、開示命令は当然といえば当然であるが、この当然の判決を勝ち取るために最高裁まで2年以上かかった。それが今の行政相手の裁判の現状である。海外調査の件など、オンプズマンとして起こした訴訟でそれまでなかなか勝てなかったが、私たちはようやく「価値ある一勝」を手に入れることができた。

支出決定書		議長	副議長	議員
平成12年12月5日				
下記の件について、交際費を支出する。				
1. 金額	¥10,000			
2. 件名	区議会議員区政報告会			
3. 支払先				
4. 支払予定年月日	平成12年12月5日			

支出決定書		議長	副議長	議員
平成11年11月5日				
下記の件について、交際費を支出する。				
1. 金額	¥5,000			
2. 件名	 区政報告会			
3. 支払先				
4. 支払年月日	平成11年11月6日(予定)			

支出先の議員名が黒塗りされた公開文書

支出決定書		議長	係長	係員
平成12年12月5日				
下記の件について、交際費を支出する。				
1. 金額	¥10,000			
2. 件名	区議会議員区政報告会			
3. 支払先	須藤安通			
4. 支払予定年月日	平成12年12月7日			

支出決定書		議長	係長	係員
平成11年11月5日				
下記の件について、交際費を支出する。				
1. 金額	¥5,000			
2. 件名	いひろ品宏正義区政報告会			
3. 支払先	伊藤品宏			
4. 支払年月日	平成11年11月6日(予定)			

裁判の後に公開された黒塗り部分

最高裁での勝訴確定後、区側は直ちに区政報告会などの会合で支出した相手の区議の名前を公開した。やはり、区長を支援する特定会派の区議ばかりだったが、いざ公開されてみるとあまりのあつけなさに気が抜けてしまう。こんなことを隠すために、わざわざ最高裁に上告してまで争うという

のは、それこそ税金の無駄遣いそのものではないだろうか。

監査委員「主観を述べたに過ぎない」で棄却

この黒塗り裁判と並行して、私たちは区長が区議の区政報告会などで支出した税金の返還を求める住民監

査請求をおこなった(2000年2月)

私たちオンブズマンは、監査委員に対する陳述において、「特定の議員などに交際費として公金を支出する。これはおかしい。議員がお互いに、いくら来たか来ないとか、そんな問題がおきて困るから名前を黒塗りにしたのだろうか。これが開かれた区政と言えるだろうか。平成10年度の区長の交際費(約400万円)

うち、約31万円が特定の区議との交際で支出されている。慶弔費は減額したと聞いているが、この区議に対する区長の交際費見直すべき。すでに支出された分は返還させるべきだ」と述

べた

しかし、監査委員は、「具体的、客観的な論拠は見出せない。主観を述べたものに過ぎない」として申立を棄却。いつものことであるが、監査委員には区民の申立に正面から向き合おうとする姿勢が全く感じられない。私たちは直ちに地裁に提訴した。

公費感覚が麻痺?

住民訴訟の場で、私たちは、「区議が支援者の区民にむけて行う政治集会に区長が区議に金銭を交付することは区長が区議の政治活動を支援することになり、区議の政治活動に支援金を

支出することであり地方自治法上許されない。」などと主張し、2001年度分24万5000円を区に返還するよう求めた。

議員は区の監視役であるべき、その議員がおこなう「区政報告会」などに区長が出席し、交際費という名目で税金を支出するのは、どう考えてもおかしい。こうした支出をおこなうこと自体、区長の公費感覚が麻痺している証拠ではないか。こんな区民の目線で臨んだ裁判だったが、裁判は出だしから「区長交際費は誰が出しているのか」という法律問題についての論争になった。区の税金から支出されていることがはっきりして

平成12年度(2001.4~12)

4	12	～区議病気お見舞い	10,000
	19	区議会議員待遇者会病気お見舞い	10,000
	21	区政懇談会	10,000
5	9	～区議会議員在職10周年記念	5,000
	13	～後援会総会	5,000
	30	自民党役員懇親会	10,000
6	1	議員待遇者総会祝い	10,000
	5	議員研修会	10,000
7	6	～区議会議員病気お見舞い	10,000
	18	～区議区政報告会	10,000
	26	～区議会議員病気お見舞い	10,000
8	1	～区議会議員藍綬褒章受賞祝賀会	10,000
	29	民主党区民連合懇談会	10,000
10	1	～区議区政報告会	5,000
	7	～区議区政報告会	5,000
	19	～都議会議員幹事長就任祝賀会	20,000
	30	～区議区政報告会	5,000
	30	国会議員国政報告会	5,000
11	17	～都議会議員都政報告会	20,000
	20	自民党時局講演と懇談会	40,000
	24	自民党区議団との懇談会	10,000
12	5	～区議区政報告会	10,000
	9	～区議区政報告会	5,000
		総計	245,000

2000年度に区長が支出した区議関係の支出

いるのに、「誰が？」ということを突き詰めることに何の意味があるのか私たちにはさっぱりわからなかった

たが、裁判でのやりとりは本論からは外れた法律論争に終始した。

弁護士は「日本の行政訴

訟はこうした入り口論議が異常に多いことが特色。住民が訴訟の相手を間違えばそれだけの理由で審理の扉

を閉ざしてしまう」とコメントしていたが、本論に入ったのは提訴から何と一年を過ぎた第8回の公判から。その後5回の公判を重ねてようやく結審となった。

返還請求（住民訴訟）は敗訴

判決は敗訴。「特定の議員、会派の招待を受け儀礼として公金を支払うのも、円滑な運営のため日頃から十分な意思疎通や意見の交換を図るべき必要がある。区議を支援することを目的としておこなわれたものでなく、社会通念上相当と認められる」というのがその

理由だ。私たちは控訴・上告したが、結論は変わらなかった。

「区政報告会」や「〇〇議員を励ます会」などの支援者向けの会合に区長が出掛けて行って、いったいどうやって「意思疎通」をはかるというのだろうか。区議が区長に出席を求め、区長がそれに応じるというのは、とにかくにも、区長がその区議を支援していることを支援者に示すためのものに決まっているではないか。

弁護士は、「行政訴訟はタテマエと本音の戦いだ。区長が顔を出せば区議の応援になることぐらい誰もが

知っているが、裁判となると区長は区民の声なき声を聞くという説明をしてタテマエ論に載ってしまう。この判決もタテマエ論にのっ

てしまった。裁判官にホンを認めさせるには一にも二にも証拠。粘り強く証拠を集め市民の常識で語りかけていくほかない」と。裁判所で区民の常識をそのまま通すことがいかに容易でないか、私たちは改めて思い知らされることになった。この裁判を通じて、私たちは相手の領域まで踏み込んだ証拠を、粘り強くつかむことがいかに大事かということを思い知らされた。今思えば、この経験が

その後の政務調査費での訴訟に生かされていったように思う。

ホームページでの公開気になるのは区民の視線

私たちは、訴訟と並行して、区長交際費のホームページでの公開を求める区長交際費の掲載をと請願もおこなった。しかし、請願は区議会の委員会で否決されてしまった。

ところが、多くの自治体で首長交際費が公開されるようになるなかで、品川区でもホームページに区長交際費の支出内容が公開され

平成22年1月分			更新
日	件名	金額(円)	
5	荏原歯科医師会新年賀詞交歓会	10,000	
5	品川歯科医師会新年会	10,000	
5	青少年対策品川第一地区委員会新年会	5,000	
6	五反田一丁目町会五反田駅前商店会新年会	10,000	
6	荏原警察協力三団体懇談会	5,000	
7	TOCビル賀詞交歓会	5,000	
7	大崎警察協力三団体懇談会	8,000	
7	区関係者香典	10,000	
8	大井警察協力団体懇談会	5,000	
8	東京都建設組合新年会	10,000	
8	部落解放同盟東京都連合会品川支部新春旗開き	10,000	
8	青少年対策品川第二地区委員会新年会	3,500	
8	青少年対策荏原第三地区委員会新年会	5,000	
8	青少年対策荏原第四地区委員会新年会	3,000	
9	西五反田一丁目町会・五反田文化会館協同組合新年会	10,000	
9	全国民謡連盟本部新年会	10,000	
10	八潮自治会連合会新年会	5,000	
11	在日本大韓民国民団東京品川支部新年会	5,000	
12	品川栄養士会新年会	5,000	
12	荏原消防関係団体合同新年交歓会	5,000	
12	東京都宅地建物取引業協会品川区支部新年会	10,000	
12	高齢者クラブ連合会荏原東地区新年会	5,000	
12	荏原青色申告会新年賀詞交歓会	5,000	
12	品川警察署外郭団体合同懇談会	10,000	
13	東京商工会議所品川支部新年賀詞交歓会	10,000	
13	青少年対策大井第二地区委員会新年会	7,000	
15	東京税理士会荏原支部新年賀詞交歓会	7,000	
15	小学校PTA連合会新年教育懇談会	6,000	
15	青少年対策荏原第二地区委員会新年会	4,000	
16	五反田商店街振興組合新年賀詞交歓会	10,000	
16	柔道接骨師会新年会	10,000	
16	品川薬業三団体合同新年会	10,000	
16	鍼灸師会新年会	8,000	

区のホームページで区長交際費の使途が公開されるようになった。
。区政報告会・励ます会などへの支出は見当たらない。

るようになった。この3年
(平成19～21年度)の
区長交際費の支出状況の内
容を見る限り、区政報告会、
区議を励ます会などの集会
に出席した項目は見当たらず
ない。やはり行政で気にな
るのは裁判での常識よりも
区民の目線ということか。

監査をしない監査？

判決と監査の落差

私たちは、政務調査費の使い道についてこれまで三度、住民監査請求をおこなってきた。住民監査請求というのは、自治体の住民が監査委員に対し、公金の使い道についてチェックを求める制度である。議員がチェック機能を果たすどころか、自ら飲み食いや観光旅行に税金を費やしている現状では、監査は公金の使途を正すための最後の砦となる。

ところが、この住民監査という仕組みが全く機能していない。

監査では「単なる主観」

⇔

裁判では「違法な支出」

最初の監査請求は、自民党の政務調査費による飲み食いの問題で2007年の7月におこなった。「区政のための調査研究」という名目でおこなった、キャバレー、クラブ、ライブハウス、焼肉、しゃぶしゃぶなどの飲食費・遊興費の支出について、違法性、不当性がないか審査を求めたのである。ところが、監査委員は何の調査も行わず、申立後わずか数日で「監査をおこなわない」という結論を

出した。その理由は、「条例の使途基準の規定に照らしても請求人の主張する違法性、不当性は請求人の主観を述べたものに過ぎない」というもの。キャバレーで税金を使ったことがおかしい、というのも、監査委員にとつては「単なる主観」で取り上げるに足りないこと、ということのようだ。

さすがに監査委員が出したこの結論にはオンブズマン一同、啞然とした。そんな監査委員の考え方のほうが、よっぽど「単なる主観」なのではないだろうか。

この件は、その後の裁判所の判決ですべての支出が違法と判断され、結局、支出をおこなった自民党区議団は利息までつけて全支出額を返還することになった。

飲み食い接待が「多様な活動」？

2回目の住民監査請求は、2004年5月、自民党の政務調査費による飲み食いでの2回目の申立である。

前の件がマスコミにも大きく取り上げられたからか、さすがに監査委員もこのときは私たちの申立を門前払いしなかった。私たちは監査で陳述を行った。

「パブ、ライブハウス、カラオケバー、居酒屋、うなぎ、ふぐ料理、すし屋、しゃぶしゃぶ屋などなど、これらの場所ですらやって調査研究するのか、常識的感覚からすれば見当がつかない。常識的な感覚で審査、判断

をお願いしたい。主観であるというが、その事実があったかどうか、それが適法であったかどうかという判断が求められる・・・」

陳述といっても、監査委員はこちらが話すことを黙って聞いているだけ。時間も話す人も制限され、とても事案を説明する場とは思えない。日本の役所ではありがちな光景だが、監査制度もこうした悪習にすっかり染まっている。

「違法性が見出せない」 2回目の申立も棄却

監査委員は私たちの申立を棄却した。「請求人は調査研究に不向きだというが、

地域に密着して活動している議員においては、区民の意向、要望に応じて時間、場所を問わず多様な活動を行う必要性があることも理解できるから違法性と判断する論拠を見出せない」というのがその理由である。

区民の意向、要望を受けるのはいいが、どうして飲食店で会議を行う必要があるのだろう。私たちの疑問は全く解消されないどころか、ますます深まった。おまけに、監査委員は支出から1年以上たった分については、前回同様に監査をおこなわなかった。私たちの弁護士は、「すでに最高裁の判例が出ているのに、監査委員はそのことも知らないで監査をやっている」と怒っていたが、続く住民訴訟では監査委員のこうした法律解釈は裁判官に一蹴されて終わった。

監査という仕事

中味に疑問

3回目の住民監査請求は、公明党の視察と称する旅行についてだった。申立は2007年4月。この監査請求でも陳述を行った。

「視察の旅行で北海道から九州まで圧倒的に観光地、議員としての視察と、私人としての旅行、全く区別がつかない。誰が旅行したのか、なんのために旅行したのか、どういう日程で旅行したのか、個々の支出内容についてしっかりと監査をしてほしい」と具体例を挙げて陳述した。弁護士は、支出後1年を経過した分を監査の対象外とする解釈は、間違った法律解釈であることについても最高裁の判例をあげて詳しく説明した。

ところが、2007年5月、監査委員は前回と同じように支出から1年以上経過した分については監査をおこなわず、1年以内のものについては申立を棄却した。

「個々の視察について、その目的、内容、行き先、宿泊等を精査したところ、

それぞれ政務調査と位置づけられ、行き先、宿泊地も必要性合理性を有するものであった」というのがその理由である。

監査委員は、個々の視察について「精査した」という。しかし、監査委員の書面を読む限り、とても個々の旅行の内容について検討した形跡はなかった。

監査委員は監査という仕事を最初にやっているのだろうか。われわれの疑問はますます膨らんだ。支出から1年以上を経過した分について監査をおこなわなかったことは、監査委員はやるべき仕事をサボタージュしているのでしょうか思えなかった。

監査とは正反對の 裁判結果

政務調査費に関する3回の住民監査請求は、こうしてすべて門前払い又は申立棄却という結果に終わった。ところが、その後の裁判所での住民訴訟では、区民の請求が結果的にすべて認められ、申立の対象となつた税金がすべて区に返還されている。この結果を見ても監査委員の結論と、裁判の結論と経過の内容があまりにも違いすぎるのである。監査委員はきちんと監査をおこなっているのだろうか。われわれの疑問はますます膨らんで行く。

疑問を晴らすべく 情報公開請求

このため、われわれは監査委員が監査の結論を出す際にどのような資料を集めたのかを調べようと、情報公開請求をおこなった。

区の情報公開条例の第1条にはこう書かれている。

「区民と区政の信頼関係の強化に資する」

監査に不信がありとするなら、その信頼を深めるためには、監査委員が判断の資料とした情報を公開し、区民の目線で見る事が一番。情報公開条例がそう言っているのである。

ところが、監査委員は私たちの開示請求をすべて退けた。

「監査委員事務運営要綱に監査委員協議会は非公開と定められているから公開できない。監査事務の性質上適正な遂行に支障をおよぼす」というのが事務局から受けた口頭での説明であつた。

私たちは、監査委員の協議の内容を明らかにせよと言っているのではない、すでに結論の出ている件で、監査委員が自治体の内部で集めた資料を公開しろ、と言っているだけである。政務調査費の使い道についての資料を公開することで、一体誰に「支障を及ぼす」

というのだろうか。もし議員などの公務員以外の人の個人情報があればそれは伏せてもいい。しかし、すべての情報を全く開示しない、というのは、「区政の透明性」という趣旨に全く反するのではないか。

こうして、私たちは、2007年6月、東京地方裁判所に文書の開示命令を求めて提訴することになった。

1審での敗訴

ところが、2007年12月、東京地裁は「公開すれば、監査委員に情報提供を渋ったり事情聴取の協力が得られなくなるなど、期間内の監査結果を出すこと

に支障を生じる。」として、請求を棄却した。秘密にする情報ではないという私たちの主張には全く向き合おうとする内容ではなかった。

高裁判決

庶民の目線で勝利

このため、私たちは東京高裁に控訴した。高裁は数回の審理を経て、2008年7月、地裁判決を取り消し、文書の全面公開を命じる判決を下した。

高裁の判決は情報公開の権利を重んじ、「支障が生じるおそれ」を理由として文書を非公開とする場合を限定した。判決では次のように述べている。

「事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるか否かの判断は名目的なものでなく実質的なものでなければならず、恐れ程度も単なる可能性ではなく法的保護に値する蓋然性（起こるか否か）の度合い」が求められるというべきである」

高裁はさらに、「公開すると監査委員に協力してくれなくなる」という監査委員側の主張には次のようにこたえた。

「協力が無い限り監査委員が情報を入手することが困難であることは認めるが、監査委員から聴取を受けた場合、具体的に回答しないことは想定しがたく、仮に正当な理由なく回答しない

ときは視察調査が政務調査のために適正に行われたと認めがたいことになり、監査委員はその旨の監査結果を公表すれば足りる。」

監査委員の調査において「公開されるなら協力できない」というケースが一体どれだけあるだろうか。ましてや、自治体の内部で議員や職員がそんな理由で調査への協力を拒むであろうか。どう考えても監査委員の言い分はおかしいと思うが、高裁の裁判官はそうした普通の感覚で明快な判決を下してくれた。

しかしこの高裁判決に対し、監査委員側は最高裁に上告（受理申立）した。こうして私たちの情報公開請

求の事件は最高裁まで上がって行った。

「支障を及ぼすことは明らか」と最高裁

2009年12月、最高裁は高裁の判断を覆す判決を下した。

「政務調査活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることに照らすと区議会の議員等がその具体的な目的や内容を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報を活用されるものと信頼し監査委員においてもそのような保障の下にこれ入手するものと考えられる。仮に、

そのような保証がなく政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において監査委員にその回答をすることに慎重になり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応することも想定されるところである。そのような事態になれば同種の住民監査がされた場合、正確な把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり議員等の任意の協力の下に情報入手して監査を実施した場合と比較して監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らか・・・」

どうして「明らか」なの

か、何度判決を読み返してみてもさっぱりわからないが、最高裁は高裁の判断には明らかな法令の違反があるとして、文書非公開の判断を是認してしまった。

ますます判らない まるで呪文文！

最高裁はこの前段でこうも述べている。

「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員または党派との抑制と理念にかんがみ、議会において独立性を有する団

体として自主的に活動すべき党派の性質及び役割を前提として政務調査費の適正な使用についての各党派の自律を促すとともに政務調査活動に対する執行機関や他の党派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」

政務調査費がバーやキャバレーでふんだんに使われ、観光旅行に湯水のように注ぎ込まれているという情けない現状を知っているものにとつて、この最高裁の呪文のような文章は空恐ろしいぐらい無味乾燥に響く。

「監視の機能を果たすための政務調査」なんて、一体どこの世界の話だろう。

最高裁の裁判官は新聞もテレビも見ないのだろうか。

そういえば、2006年

に飲み食い問題で問われた裁判で、自民党区議団も言っ

ていた。「区議会が執行機

関から独立しかつ執行機関

に対するチェック機関とし

て役割を充分に果たして監

視していくためには、執行

機関の介入を招かないよう

な仕組みが必要」と。要す

るに、「我々がやっている

政務調査活動に口出すな」

というのだが、最高裁の文

章はこの自民党の言い方に

よく似たところがある。何

かスゴロクの振り出しに戻っ

たような錯覚を覚えたが、

要塞のようなつくりの最高

裁の中にこもる裁判官には、

庶民の目線などさらさらお
かまいなしかと腹がたった。

そういえば、ある小説にこ

んな文章があつた。裁判官
は「理路整然たる非常識」

監査をブラックボックス

スにしてはいけない

こうして、監査委員とい

う世界は再び闇に閉ざされ、

「監査というブラックボッ

クス」は続くことになって

しまった。これでは監査を

信頼しようもない。おまけ

に、今回の裁判では、最高

裁も巨大な「ブラックボッ

クス」であることを思い知

らされた。理解できない判

決の文章は、庶民などには

わからなくてもいいですよ

という庶民への判決
文のようにも感じら
れた。

この最高裁判決の

前に開かれた弁論の
場で、わたしたちは、

「監査をブラックボッ

クスにしてはいけな

い。これは民主主義

にかかわる大事な問

題だ。」と訴えたが、

5人の裁判官は黙っ

て見ているだけだっ

た。そういえば、そ

んな顔をどこかで見

た気がする、と後で

よく考えたてみたら、

監査における陳述で

見た監査委員の顔が

それにそっくりだっ

た！

こんなに高い監査委員の報酬

監査委員（常勤）	月額69万1000円
代表監査委員	35万0000円
その他の監査委員	31万4000円
議員監査委員	18万5000円

このほかに、監査委員（常勤を除く）が出会（出勤）したときは6000円、近接地の地域内を旅行したとき3000円が費用弁償として支給される。

06～08年度の平均出会日は、議員監査委員の場合2.32日/月。つまり、出会日1日あたりの平均報酬額は8万9450円。その他の監査委員の場合、平均出会日は2.32日/月であり、出会日1日あたりの平均報酬額は10万8450円にのぼる！

私の一言

はじめて入る最高裁判所

2008年7月「公開しても監査事務には支障はない」として文書の開示を命じた判決（勝訴）。そして最高裁にと進む。

区民の感覚として税金の使い方を監査するのに、報告文書の公開がなぜ出来ないのか？・・そして2年もの月日がかかるのか？・・

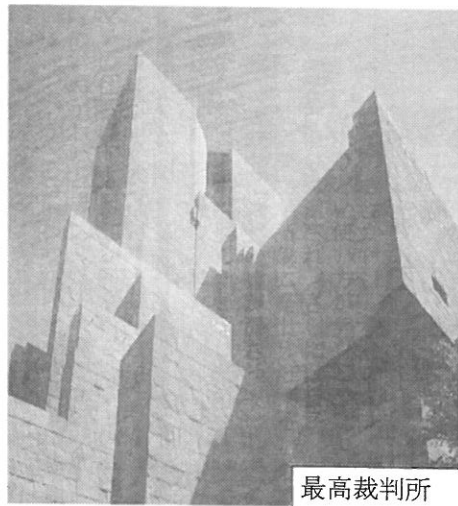
そんな疑問を持ちながら最高裁へ。初めて入る最高裁は、どこからみても“コンクリートの要塞”であった。建物を見ただけで緊張感のはしるのは何故？ 室内外の曲がり角に何人の警備員がいたのだろう・・・

みな仮面のような顔をしてトランシーバーを手に話している。

「荷物は全部ロッカーへ。名札をつけて」と指示され、案内人までついて法廷に入る。

（一人なら迷子になりそう）

ジュウタン敷きの法廷の中、正面の厚い木の自動扉が開いたら起立・礼をする事を指導される。分刻みで係員が“もうすぐ開廷します”と一声伝えて、前後に儀礼をして消える。



最高裁判所

“放送でもいいのに”・・・警備員の数と言ひ“これは事業仕分けの対象・・・”とふと思う。

12月17日最高裁第一小法廷は二審判決を破棄、区民側の逆転敗訴が確定した。

区民側の陳述の時「これは日本の民主主義につながる事です」と言ったとき、この言葉を聞いていた裁判長の表情のない顔がふと浮かんだ。

このコンクリートの要塞の中だけが特別なのか？ 市民常識とは別の世界？ 要塞の中の一瞬だった。

この判決の文章は今後地方自治体の監査をめぐる情報公開のあり方への影響が懸念される内容。

情報公開とは何か。監査委員はどんな人が選ばれるのか。税金の使い方監査する委員会の文書がどうして公開できないのか。一般の市民感覚とは別のところで「憲法の番人」たちは判定する・・・と無念の気持ちが残る。

市民の常識・良識があたりまえに通る、こんな普通のことを通るためにやるのがたくさんあると感じた。

(A)

品川区民オンブズマンの会のこれまでの主な活動

区議会議員の海外視察費の返還を求める

1997年

- 9月 96年の区議会議員の「海外視察」は大半が観光であり調査もずさん。必要経費にあたらぬ、支出した経費を区に返還せよと提訴。

1998年 海外視察中止

1999年

- 2月 東京地裁判決。「見聞を広めることは区議会議員として有意義」観光ではないとして棄却
- 6月 区議会、従来型の視察見直すとして「海外視察検討委員会」設置
- 7月 海外視察について改善を全会派一致で確認
- 8月 東京高裁判決「有意義とはいえない」としたが裁量権の範囲として棄却
- 9月 海外視察の自粛を求める請願
- 10月 請願審議。議会運営委員会非公開
- 11月 海外視察中止を求める監査請求
- 12月 請求認められず。海外視察実施 海外調査と名称を改める。

公費で飲食の談合、会議を取り上げる

- 1998年 飲食をともなう懇談会「区政情報についての意見交換会」「予算特別委員会理事懇談会」「決算特別委員会理事懇談会」「常任議運特別正副委員長懇談会」の情報公開開示請求

1999年 公開質問状

- 3月 2つ懇談会が廃止される

区長交際費違法支出について返還を求める

2001年

- 2月 区長交際費の監査請求提出
- 3月 監査請求棄却
区長交際費に不当な支出ありとして住民訴訟を提起
- 6月 東京地裁第1回口頭弁論（02年11月まで13回の口頭弁論）

2003年

- 1月 東京地裁判決 棄却「区長が区政報告会、区政懇談会など出席し会費、祝い金など支払うのは社会通念上相当とみとめられる」
- 5月 東京高裁判決 棄却

2004年

3月 最高裁 上告棄却不受理決定

区長交際費についての非開示（黒塗り）の開示を求める

2000年

3月 黒塗り部分の開示を求める審査請求

12月 情報公開審議会で会代表陳述

2002年

3月 東京地裁判決 棄却 「プライバシー侵害のおそれが認められないような情報であったとしても、個人が識別され得る情報である限り非公開とするのが条例の趣旨と解するのが自然」

7月 東京高裁判決 1審判決を取り消し開示命令 「個人の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについてまで、一律にその公開が禁止されると解することは個人の権利利益を保護するとの名目で不当に行政情報の公開を妨げるものであって目的及び解釈、運営指針に反するものといわざるを得ない」

12月 最高裁 区側の上告不受理決定

政務調査費の返還を求める

2001年

3月 「政務調査費交付に関する条例」で領収書添付義務付け

2002年

7月 自民党の政務調査費につき監査請求

8月 監査請求棄却 「規定にてらし請求人の主張する違法性、不当性は主観を述べたものに過ぎない」

8月 東京地裁に住民訴訟を提訴

2004年

2月 自民党 カラオケバー、キャバレー、クラブ、ライブハウスなどの支出7件、計約31万円を区に返還。

4月 東京地裁判決 棄却 判決理由で全面勝訴「本件各支出は政務調査の目的外の支出であると認定せざるをえない」「返還は敗訴判決を回避しようとしたものであるかのように感じられるのも無理からぬところである」

新たに政務調査費違法支出監査請求（769万円）

6月 監査請求棄却

7月 東京地裁に住民訴訟を提訴

9月 第1回口頭弁論（06年2月まで11回の口頭弁論）

2006年

- 4月 東京地裁判決 全面勝訴 請求額全額の返還を命じる
- 7月 東京高裁 審理
- 11月 自民党全額返還 約1127万円
- 12月 条例改正 飲食費禁止

2007年

- 1月 東京高裁判決 棄却 「各支出が目的が支出にあたることは当事者間に争いがない」としたものの全額返還されたため請求は棄却
- 3月 自民党議員、テレビ取材で政務調査費領収書偽造など不正使用発覚
自民、公明、民主の会派、計約1800万円を区に返還
公明党の旅行費用が目的外支出であると監査請求
- 5月 監査請求棄却
- 6月 公明党の政務調査費について住民訴訟を提訴（08年12月まで8回の弁明がおこなわれたが、公明党からは資料提出されず）

2009年

- 7月 審理終結
- 9月 公明党政務調査費3220万6656円返還。区長は2001年度分を時効として受け取らず
- 10月 東京地裁判決 棄却 「01年分は時効成立」。ただし、「本件訴訟の経緯を考慮し」として訴訟費用は被告の負担に

2010年

- 7月 東京高裁判決求訴訟 高裁（時効は成立との1審の判断を是認）
上告受理申立

監査委員に出された資料の開示を求める

2007年

- 5月 監査委員協議会に出された公明党の資料、文書開示請求
- 6月 非開示決定「監査事務の性質上事務の適正な遂行に支障あり」
東京地裁に取消請求訴訟を提訴
- 12月 東京地裁判決 請求棄却

2008年

- 7月 東京高裁判決 1審判決を取消し開示命令

2009年

- 12月 最高裁判決 二審判決破棄 開示請求棄却



品川区民 オンブズマンの会

品川区民オンブズマンの会事務局
〒140-0015
品川区西大井4-21-10
田出 (03-3775-4658)

敗けるとわかって？ またまた判決直前に全額1128万円を区に返還

高裁でも完全勝訴 飲食費全額について目的外使用を認める

……点でも誤り無き……

二年間で計八〇〇万円の飲食。自民党区議団の政務調査費を使った飲み食いに対し、昨年四月、東京地裁は全額返還を命じた。

これに対して、品川区が控訴。高裁では自民党区議団が訴訟に参加し、オンブズマンと自民党区議団との「一騎打ち」の展開になりました。

自民党区議団は夏休みを返上して作ったであろう陳述書で長々と個々の飲食についての「言い訳」を展開。これに対して、われわれオンブズマンの側でも膨大な反論書を作成して対抗。議員の「常識」がいかに非常識であるかを逐一指摘していきまし

た。こうして高裁の審理は実質三ヶ月でしたが密度の濃いものになりました。が、判決を数週間後に控えた昨年十一月末に、自民党区議団は突如として返還請求全額を返還しました。訴訟では「支出に一点の誤りもなかった」と豪語していたにもかかわらず、です。こうして自民党区議団は訴訟の最終局面であまりにもあつた自滅していきま

数々の虚偽記載

そのきっかけは、税金のあまりにひどい使い方がテレビでたびたび報道され、さらには自民党区議団が高裁に提出した陳述書の中に数々の嘘が混ざっていたことも判明したことにある。最後のとどめを刺したの

は、お隣の目黒区で噴出した政務調査費問題。これで自民党区議団は窮地に追い込まれ、判決直前に一一二八万円余を「自主返還」したのである。

全額の返還は違法ではない。それを認めて開かれた十二月二七日の高裁審理の場では、品川区も自民党区議団もそろって「すべての支出は違法でなかった」と明確に認め、訴訟は事実上決着しました。

今回の住民訴訟はこうしてわれわれの完全勝訴に終わりました。オンブズマンが政務調査費の問題をとりあげてから五年あまり。これまでの地道な苦労は、区条例の改正による飲食費支出の禁止にとどまらず、都内の多くの自治体で領収書の提出を義務付けられ、という政策転換にもつ

なりました。これほどまでの「成果」をあげるとはわれわれ自身全く予想していませんでした。が、区民の常識的な視点で役所の非常識をただしていくなか、われわれの活動が間違っていないことがこの何よりの証明だと感じています。

問題は今後のこと

政務調査費についてはまだまだ問題が山積みです。さらに政務調査費以外にも多数の問題があります。まさに、どこから手をつけたらいいのか悩ましい状況でもあります。今後も一人でも多くの方がオンブズマンの活動に参加されることを心待ちにしております。

今までの経過

平成一四年(二〇〇二)四月、自民党が研究費で使った飲食費六二〇万円余について監査請求(違法性、不当性は請求人の主張)ということで棄却。

平成一四年八月六二〇万円余は目的外使用だと区に返還を求めて東京地裁に提訴。自民党区議団は裁判官から具体的な状況を求められようやくキャバレーで景気動向調査など行ったなどと説明。裁判官より審理促進のため事例を絞れぬかとの要請を受け七件(キャバレー、カラオケなど)二九万円余に絞って判決を求めた。ところが自民党は結審直前にこの額を返還。

平成一六年(二〇〇四)四月判決は請求額が返還されたので請求を棄却。飲食店は目的にそぐわぬ場所として飲食費を目的外支出と認める。

平成一六年四月会議費、研究費として支出した三五一七六九万円余について監査請求。

平成一六年六月「区民の意向、要望に応じた時間、場所を問わず多様な活動を行う必要がある」として棄却。

平成一六年七月七六九万円余を区に返還請求するよう東京地裁に提訴。飲食店一五一軒を实地調査、研究、会議にいかに向き合える場所であるか資料として提出。(2面へ)

これから区民の常識で問いたです

われわれ区民オンブズマンの仕事は、区民の常識的な目線で区政を眺め、おかしいと思うところを問いただしていく、ということに尽きます。しかし、閉鎖的な習慣にそまってしまう役所や議会にはわれわれの話になかなか耳を向けたがりません。それで仕方なく、われわれの方では裁判の力を借りざるを得なくなるのです。

が、昨年四月の東京地裁での全面勝訴判決をきっかけにして、ようやくにして議員の「飲み食い政務調査」にストップをかけることができました。自民党区議団は高裁で最後の抵抗を試みましたが結局自滅の道を歩み、最後は全面降伏へと追い込まれました。

われわれの問題提起は、飲食費の全面返還にとどまらず、条例改正、さらには品川以外の自治体にも波及し、「オンブズマン旋風」

というにふさわしい「騒ぎ」を引き起こしました。事態のあまりに急激な展開には、われわれ自身もびっくりするばかりですが、オンブズマンの活動にこんなダイナミックな力が秘められていたことにはわれわれ自身も驚くばかりです。

これはわれわれにとつて貴重な実績であると同時に、旋風に巻き込まれた人々にとってはこれまた貴重な教訓であるはず。会の結成からここまで来るのに10年かかりました。いずれ今の嵐も去っていくことと思いますが、われわれオンブズマンとしては、今後も議会と役所の非常識を区民の常識で問いただしていくべく、地道に声を上げていくつもりです。

千葉恒久弁護士

政務調査費 噴出し始めた不正使用

資料費

領収証

様 17年4月14日

★ 23,770

上記正に領収いたしました。

領収証

品川区議会様 年 月 日

★ 22,500

上記正に領収いたしました。

品川区市品用1-3-6

領収証

品川区市品用1-3-6

★ 22,500

上記正に領収いたしました。

品川区市品用1-3-6

領収証

品川区市品用1-3-6

★ 22,500

上記正に領収いたしました。

品川区市品用1-3-6

資料費

5/23	980	有
5/23	980	有
5/25	1,400	有
5/26	1,999	有
5/26	5,700	有
5/26	16,914	有
5/26	1,380	有
5/26	2,180	有
5/30	1,200	有
5/30	840	有
5/30	29,000	有
5/31	4,600	有
5/31	2,530	有
5/31	1,730	有
6/2	1,650	有
6/2	1,780	有
6/3	5,000	有
6/3	10,000	有
6/6	1,010	有
6/6	4,002	有
6/6	20,300	有
6/6	2,080	有
6/13	12,080	有
6/13	1,290	有
6/13	4,150	有
6/16	1,180	有
6/16	1,557	有
6/16	2,184	有
6/17	29,800	有
6/20	5,800	有
6/24	1,855	有
6/25	1,533	有
6/27	1,010	有
	650,628	有

14期 2007年(平成19年)1月18日 木曜日

品川・政調費問題

築館前幹事長が出馬断念

自民都連に離党届

品川・自民区議団 前幹事長離党、不出馬へ

政調費 辞職、あらためて否定

白紙領収書で政務調査費

品川区議、100万円受け取る

政調費 領収書偽造、返

品川の自民区議 返

会員の皆さんへお願い
皆さんの会費、募金68870円
(情報開示請求で手数料、コピー代)
を使って平成16年10月から平成
18年2月までの全会派の領収書
コピー約7000枚を取得しました。
現在調査中です。財政が大変厳しく
なっています。ぜひ募金のご協力お
願いします。

高裁判決後の動き

マスコミ報道

左上の領収書コピー、全部
同じ書店の領収書ですが、全部
の領収書は日付も書かれ代
金も三千円台ですが、あと
の領収書は日付の記入もな
し、金額も印紙代が必要で
ない三万円未満の金額、筆
跡も同じ。白紙領収書を貰っ
て架空金額を記入。マスコミ
に指摘されて、自民党区
議は事実を認めました。こ
うして懐に入れた政調調査
費は二百九万三千円、幹事
長も辞任し、自民党を離党
四月の選挙には立候補しな
いと表明、延滞金も加えて
二百四十七万円を区に返還
しました。また前議長だっ
た自民党区議も山形、福島
箱根などの温泉に家族旅行
マスコミに指摘され事実を
認め延滞金も加えて百五十
八万円、区に返還。公明党
なども夫婦で地方の健康セ
ンターへ政務調査費を使っ
て一泊旅行など新聞、マス
コミが報道。

(一面より)
平成一八年四月東京地裁判決。
社会通念上「区政に関する調査
研究」のための会合をおこなう
適切な場所ではないとして目的
外支出であることを認め返還を
命ずる。区側、高裁に控訴。
平成一八年七月自民党区議団
が被告側を補助するために審理
に参加。陳述書を出すために数ヶ
月欲しいと要望。裁判官は「今
まで何をやってたのか」とい
うことで認めず、八月下旬に三
五一件の内容の説明文が出され
たがなぜその飲食店で行う必要
があったのかの弁明は全くなし。
オンブズマン側も問題を逐一
指摘し反論をだす。
この間テレビ朝日が陳述書の
虚偽記載を報道。オンブズマン
も調査をし新たな虚偽事実も加
えて裁判所に提出「海外調査に
同行した大学教授との飲食店の
会合に教授は出ていないと証言」
「病院を視察。関係者と会食。
病院からは記憶に無いと回答」
などなど。
平成一八年一月自民党区議
団は突如、飲食費と延滞金あわ
せて一二十七万円を返還。
平成一八年二月全会派一致
で飲食費禁止の条例改正。直後
の自民党区議団記者会見で「政
務調査費の使い方に誤りは無かつ
た」と強調。
平成一九年一月高裁判決。実
質的に完全勝訴。「区が被った
損害は今回の全額返還ですでに
補填されている」として原告住
民の請求を棄却。「各支出が目
的外支出にあたることは当事者
間に争いが無い」一審判決と同
じく自民党区議団に返還義務あ
りと確認。



品川区民 オンブズマンの会

品川区民オンブズマンの会事務局
〒140-0015
品川区西大井4-21-10
田出(03-3775-4658)

これが調査研究のための視察？

公明党 1回で100万円を超えた豪華東北、北海道の旅

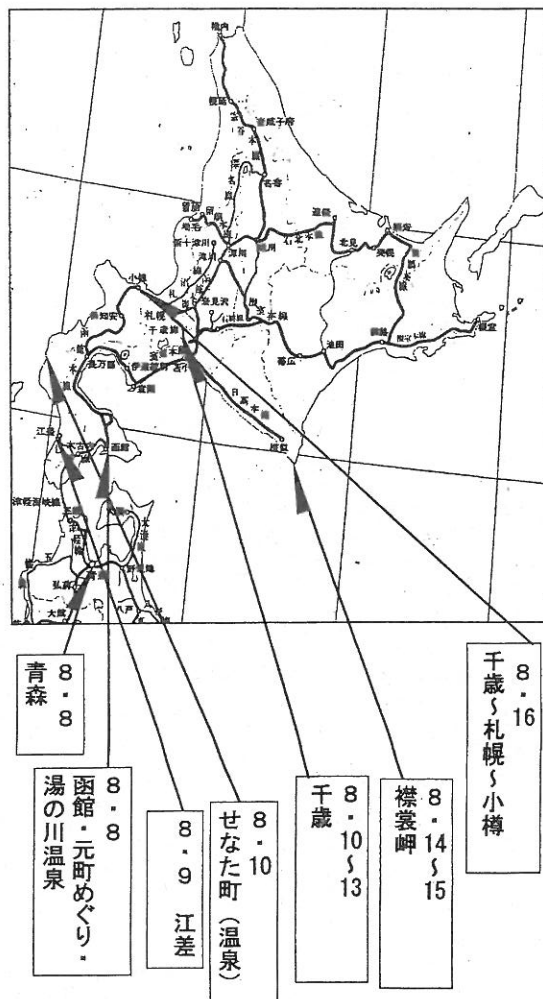
2001年8月の項目に付けた解説 (要旨)

8人で岩手〜青森へ。8月7日新幹線で盛岡。冷麺、焼肉料理を食べ、25000円余支出。その日の夕方、ねぶた祭りに沸く青森へ。「ねぶた」を見る絶景ポイントとされる「青森県観光水産物館アスパム」に立ち寄る。宿泊は個室一万円、ひとり六千円に近い食事。翌日、何名かは東京にもどり、残る面々は北海道、函館へと足をのばし市内の観光名所を訪ね歩き海鮮料理店で飲食、宿泊は温泉ホテル。翌日は江差へと足をのばし蝦夷地最古の祭りとして知られる「江差姥神大神宮渡御祭」を見学。渡島半島を北上して宿泊、特産あわび料理を堪能。レンタカーで襟裳岬までドライブ。参加者で最も長いのは東北、北海道二週間以上の旅、支出総額は100万円以上。ある議員はなぜか、その後も三年間毎年、八月に北海道旅行。

08年5月の口頭弁論で裁判官より「観光旅行だということとを具体的に立証を」そこで私たちは開示した領収書を調べ、彼らが出かけた場所、日付、そこで何を、何を飲食したか解説を付けて提出。それが下記の一覧表(要約)。すべては(01年4月〜06年2月まで。あとも追加)掲載出来ませんので、この紙面では100万円をこえた01年8月の東北、北海道を取上げました(100万円をこえた北海道旅行が02年8月にもある)。

その後の裁判経過の要約は裏面へ。

日付	内容	費用
2001年4月	京都・春爛漫の古都を訪ねて、湯豆腐堪能、お土産も	80749
2001年5月	富山県氷見温泉、フランス料理にチューリップ	166780
2001年8月	青森・函館、北日本夏祭りめぐり〜えりも岬へ	1015769
2001年10月	都市問題会議を「早速して南九州3日間のドライブ	634607
2001年12月	新潟県上越市、富山県〜日本海の夕日と銘酒で宴会	414503
2002年2月	富山県氷見温泉〜金沢へ	399665
2002年4月	金沢〜〜桜咲く鶴ヶ城へ	55007
2002年5月	広島、宮島、尾道文学散歩の旅	524600
2002年8月	北海道、網走〜知床、阿寒湖、摩周湖めぐり	1191969
2002年8月	宮崎旅行続けて10月も	85823
2002年10月	香川・徳島、鳴門海峡の渦潮「視察」	43420
2002年10月	11月にかけて長崎旅行、ハウステンボスから天草四郎までドライブ	719641
2002年12月	京都と富山へ「街づくりの研究」。土日祝祭日で行政はお休み	188201
2003年2月	金沢へ、香林坊で加賀料理堪能	38321
2003年5月	山形旅行〜東北の大正ロマン蔵山温泉へ	410540
2003年6月	神戸、岡山、大阪〜神戸でクーリングと牛ステーキ、豪華旬欄の前	745162
2003年8月	盛岡の奥座敷温泉へ。先人記念館で「調査研究」2年後にもう1度。	75815
2003年8月	福島へ。磐梯高原から会津ドライブ〜東山温泉へ	61940
2003年12月	金沢へ、冬の日本海の海鮮料理、金沢の懐石料理を堪能	686703
2003年12月	香川・松山〜道後の温泉高級ホテル、金屋羅さんと松山城を「視察」	304151
2004年4月	沖縄へ。首里城、沖縄料理。そして中部地域のドライブ旅行	95611
2004年5月	函館、青森、秋田〜東北を駆け抜けるゴールデンウィーク	144772
2004年8月	浜名湖旅行〜「花の万博」50万円のバック旅行	548411
2004年8月	山形へ。歴史と文化を学ぶ「視察旅行」	183240
2004年11月	神戸、京都〜太秦映画村「視察」研究旅行	115790
2004年12月	再度会津の鶴ヶ城へ	184200
2005年1月	冬の長崎〜〜縄文文化の研究視察?	64240
2005年2月	冬の北海道〜札幌、旭川、小樽の雪祭り〜旭山動物園 小樽水族	296740
2005年3月	伝説と民話のふるさと道野。1年後の3月にもこの地に出かける?	129030
2005年8月	青森、岩手〜八戸の「三社祭」と三陸海岸絶景のドライブ	900382
2005年10月	再び盛岡旅行	2020
2005年10月	全国都市会議に行っただが?高松、松山、広島旅行	672777
2005年11月	再び長崎、ハウステンボス	145886
2005年12月	そしてまた長崎、福岡旅行。歴史文化博物館・原爆資料館・国立博	642430
2006年1月	郡山美術館へ「調査研究」?	131030
2006年2月	草津、長浜〜琵琶湖湖畔の旧跡をめぐり大名旅行	536810
		12636735



回答できず引き延ばす

08年9月の裁判で「この説明はもつと具体的に」と裁判官が発言

次回は12月と決めたが当日回答書面出さず09年2月に引き延ばす

2月に出した被告側（公明党）の書面は

第十三回定期総会のお知らせは別紙です
よろしくお願ひします

「説明はもつと具体的に」と裁判官から指摘された
被告側の説明は
(08年7月に提出)

東北・北海道100万円使った2週間の旅。なにを見、なにを調査？

(被告) アスパムの説明は
青森県観光物産館「アスパム」は青森県産業振興協会が建設・運営する複合施設。産業、観光振興の拠点。中小業者の衰退という問題を抱える品川区においても有益な示唆を得られると考え視察。(要旨)

(私たちの反論)

青森から北海道に至る「視察」先を述べているが誰が何処に行ったのか全く明らかにしていない。記述からは「アスパム」のどの部署の誰を訪問したのか全く明らかにされていない。訪問時のやりとりや成果について具体的記述も一切ない。主張に信憑性がないことの証拠はその訪問日である。「アスパム」を訪れたのは青森ねぶた祭りの最終日、「アスパム」付近の「ねぶた団地」は出陣前のねぶたを見る絶景のポイントとさ

れている。「アスパム」について調査する目的で現地を訪れたのであれば祭り見物でこつた返す施設でどうやって調査をしたのか。訪問先としてもそのような日に対応する余裕はないし、調査を申し入れても日程の変更を求められるのが関の山である。「観光・産業振興に資する」と考えて青森を訪れたのであれば県や市の職員に説明を聞いたはずである。そのような具体的な内容の言及がいつさもない。(要旨)

(被告) 函館の説明

函館市は国際貿易港として開港以来港町として発展、夜景に代表される国際的な観光都市。品川区も函館市と同じ臨海地域、東京国際空港という交通の要衝、宿場町の独特の景観を有しているところ、今後の街づくりや観光事業に参考になると考え視察。(要旨)

(私たちの反論)

函館市の景観整備など参考になる目的で函館を訪れたのであれば市役所の関係部署を訪問して聞き取り調査を行うはずだが調査状況についての記述もなく訪問先職員の名刺や資料などの提出もない(要旨)

(被告) 襟裳の説明

「レコード館」は町おこしの文化施設

設であり生涯学習として運営状況を知ることは品川区の文化教育事業の調査研究、街おこしに資すると考え視察。北海道襟裳岬は強風の地、風力に関する調査研究のため視察。視察後区議会でも風力発電の建設を提案(要旨)

(私たちの反論)

函館で景観について「調査」を行った後、襟裳岬まで大移動、レコード音楽で町おこし、風力発電、さらに緑化実現の歴史について調査研究を行ったというが、わざわざ北海道まで行って調査をおこなうことを計画するのであれば限られたテーマのもとで訪問先を選定して調査を組むのが普通。脈略のない「目的」が羅列されていることから旅行先に合わせて旅行の「目的」を「行き当たりばったり」に創作していることをうかがわせ、始めに旅行ありきなものである。

(被告) 飲食についての説明

函館での昼食、夕食等の飲食費

(私たちの反論)

「伍島軒」創業百二十年、西洋料理の老舗。33726円の食事。8人の一行であれば一人4215円、アルコール代も含むと推測され必要性、相当性を満たす余地はない。

原告の主張する調査、研究、飲食費の規定は厳しすぎる。常識にはずれている。見識を広めるには広範な裁量があつてよいとか、るる述べたあと
《意図的、主観的だ》
原告の主張内容は観光地が含まれていること、博物館や資料館などの施設がふくまれていること、飲食費が含まれていることから観光ときめつけ、旅行雑誌などを意図的に提出、主観的な論議を展開しているにすぎない。(要旨)
《議員には広範な裁量あり》
政務調査費の支出が「区政に関する調査研究」にあたるか否かについては会派や議員の広範な裁量に委ねられるところであり、視察先に観光地、飲食費が含まれる一時をもつて政務調査費としての性質は否定されない。(要旨)

《メモは紛失、記憶のみ》
視察に関する報告書の作成は慣行としてなされておらず付随する資料やメモなども散逸、紛失あるいは処分により手許に残っていないが議員の記憶により明らかに出来る範囲で視察の行き先、目的と視察先の関係性について具体的に指摘し支出についても概略の内訳を主張してきた。

原告は予測や推察で論じるのではなく具体的に事実をもって反駁していくべきである。(要旨)

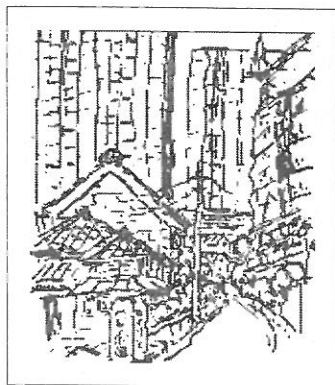
裁判官は「具体的なことを期待していたがそうならない。資料が出なければ疑われても仕方がない」と発言、あらためて出すように勧告しました。公明党側はボーダインな議事録を調べるので時間が欲しい。結局、次回は4月28日(火)10時40分東京地裁705法廷に決まりました

編集後記

アツいうまの12年です。身近な税金のムダ使いは許せないという気持ちから、やってみるかという単純な発想ではじめた運動、はじめたときはこんなに長くなるとは思ってもみませんでした。

政務調査費という言葉もわからず、裁判用語に戸惑い、なんとかここまでやってこられたのも良心的な弁護士さんのおかげでした。貴重な体験を文書に残すのも大事な仕事と思いみんなで作りました。

(T)



今までに経験したことのない裁判を体験したくてオンブズマンに参加。自民党の飲み食い裁判の資料作りの頃でした。

公明党の政務調査費も判決の前に反省の弁も無く返金。お金さえ返せばいいのかと怒りが残りました。

オンブズマンの調査、書類作成が相手を追いつめたと思います。

この12年弁護士さんに支えられての成果でした。ぜひこの冊子よんでください。

(K)

12年間をこの冊子にまとめるのは無理があるのではと思われほど皆さんにお知らせしたい内容が多くて苦労しました。

区民の皆さんはもとより全国の皆さんに読んでいただきたいという思いで、今年の富山で開かれる「オンブズマン全国大会」に参加してこの冊子を宣伝します

(S)

私は「一万歩計」をもう十年以上も肌身離さず付けている。そろそろ地球一周の4万kmに近づいている。歩くことが大好きになった私にとつて宝物である。

それ以上に長く歩み続けてきたのがオンブズマン活動である。昨年の暮れ「冊子を作ろう」とみんなで決め、歩み続けている。

「気は優しく力持ち」の弁護士さん、「鬼退治ならいざ：」正義感丸出しの役員さん、なによりも嬉しいのは「きび団子」ならぬ機敏に財政を支えてくれた多くの会員さん：こんな仲間つながりが私の最高の宝物である。

(S)

「無理せず楽しみながら」をモットーに始めた運動だが、あつという間に12年間に過ぎてしまった。延々と続くスローな日本の裁判に付き合ううち、成果らしきものも出始め、周囲にも盛りたてられ、とうとうここまで来てしまった、という

うのが真相。今後どうなっていくのか、誰にもわからないところもこの活動の醍醐味かもしれない。

(T)

「膨大な書類整理が大変なんだ！」という声を耳にして、ほんの少しお手伝いをするつもりで活動に関わった。それが、いつのまにかどっぷりとはまることに。「不正は許さない！」という弁護士さんや役員の方の強い正義感と行動力が、私を変えた。今、この活動に参加できたことを心から感謝しています。

(K)

編集・発行

品川区民オンブズマンの会

代表

佐藤龍雄 Tel・Fax 3773-4613

品川区西大井4-3-7

事務局

田出浩二 Tel・Fax 3775-4658

品川区西大井4-21-10-407

2010年9月発行